

閲覧用

八戸市こども計画（案）

（令和8年度～令和11年度）

八戸市



目次

第1章 八戸市こども計画について	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象者	3
第2章 八戸市の現状と課題	4
第1節 統計データ等による現状	4
第2節 アンケート調査結果等の概要	12
第3節 八戸市の課題	34
第3章 計画の基本的な考え方	37
第1節 計画の基本理念・基本目標	37
第2節 施策体系	38
第4章 具体的施策	40
第5章 子ども・子育て支援事業計画	52
第1節 教育・保育提供区域の設定	52
第2節 教育・保育の量の見込み及び確保方策	55
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	60
第4節 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	68
第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	69
第6章 計画の推進	70
第1節 計画の点検及び評価	70
第2節 実施状況の公表	70
第3節 関係機関等との連携	70
資料編	71
第1節 八戸市子ども・子育て会議 委員一覧	71
第2節 八戸市こども計画 策定の経緯	72
第3節 八戸市子ども・子育て会議条例	73

第1章 八戸市こども計画について

第1節 計画の趣旨

近年、急速な少子化の進行による労働力人口の減少、核家族化や地域のつながりの希薄化等による子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育・保育ニーズの高まり等、子どもや若者、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、また、児童虐待やいじめ、貧困、ヤングケアラー等、様々な問題が顕在化しています。

国においては、このような課題を解決するため、令和5年4月にこども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、こども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁を発足、令和5年12月には「こども未来戦略」と「こども大綱」が閣議決定されました。

この「こども大綱」は、こども基本法に基づき更なるこどもに関する施策を総合的に推進するため 「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したもので、全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である、「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

「こども基本法」においては、都道府県および市町村における「こども計画」の策定が明記されており、これを受けて、青森県においても、令和7年3月に、本県におけるこども施策の方向性や取組、目標を定めた「青森県こども計画」が策定されたところです。

当市では、これまで、平成17年に「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、その後5年毎に必要な見直しを行いながら、令和7年には「第3期八戸市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援、地域における子育て支援の充実、母子保健を含む成育医療等に関する取組の強化、子どもの豊かな学びと体験の場の提供、子どもの意見を施策に反映させる仕組みづくりなど、幅広いこども・子育て支援施策を推進してきました。

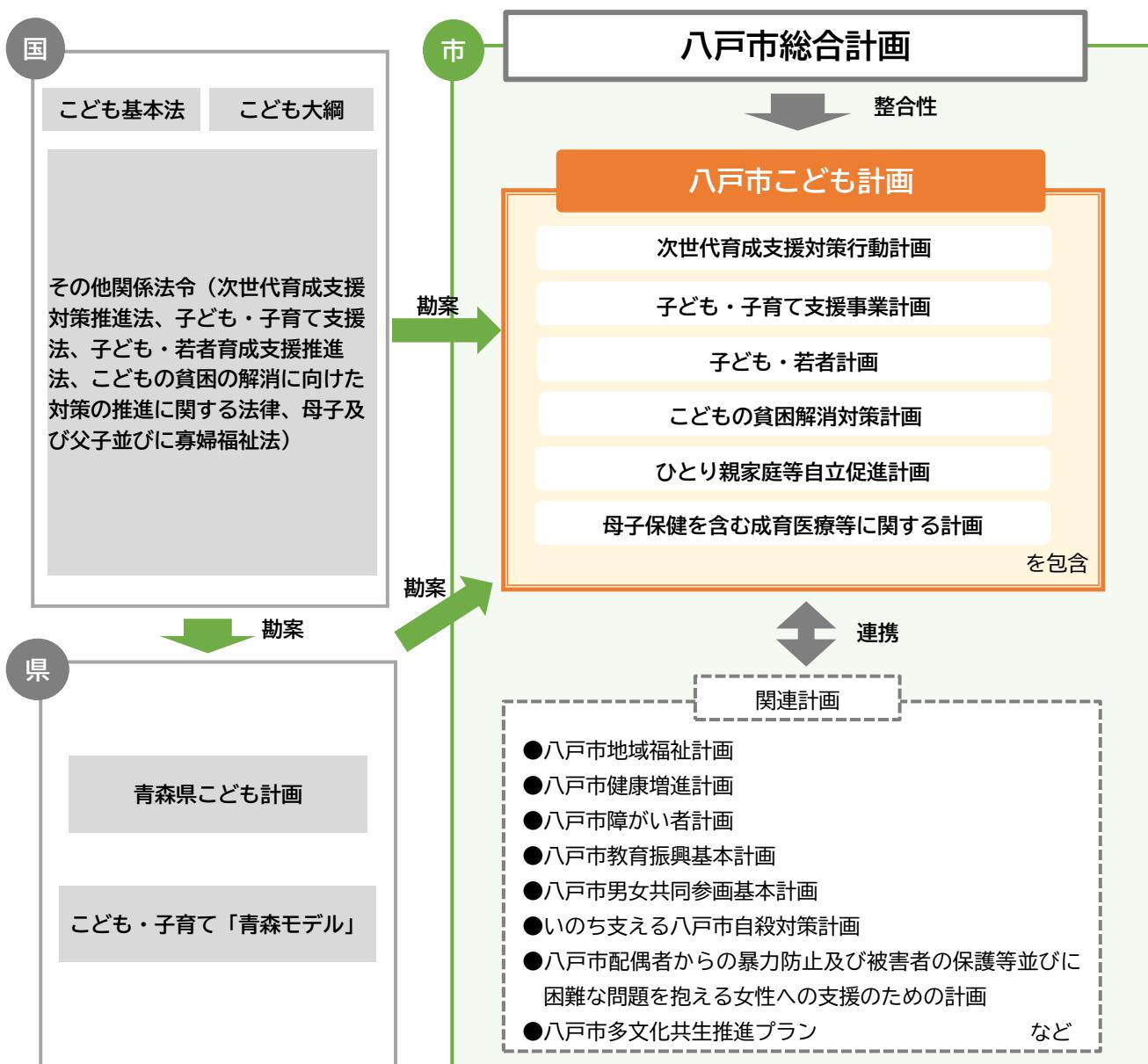
このような中、近年の国・県の動向や社会情勢の変化、新たな課題に対応し、当市の全てのこども・若者・子育て当事者が自分らしく、今とこれからを幸せに暮らせるよう、これまでの計画を継承しつつ、各種施策の更なる充実・強化を図るとともに、新たに若者の仕事や結婚等への支援や多様化するこども・若者を支える体制づくりなどを加え、当市のこども施策をより一層、総合的かつ計画的に推進することを目的として、「八戸市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

こども基本法第10条第2項において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めること、また同条第5項において、「市町村こども計画」は、既存の各法令に基づくこども・子育て支援施策に関する事項を定めた関連計画と一体のものとして作成することができるとしています。

本計画は、「八戸市総合計画」をはじめ、保健、医療、福祉、教育分野等の関連計画との整合を図った上で、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、さらには「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を包含した計画として策定するものです。

■他計画との関係



第3節 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

第4節 計画の対象者

本計画は、「こども」、「若者」、「子育て当事者」を対象としています。

※こども大綱では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心身の発達の過程にある者を「こども」と規定しています。「若者」は法律上の定義はありませんが、思春期（中学生～18歳未満）及び青年期（18歳～概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期（30歳～40歳未満）を含む）とします。「子育て当事者」は、「こども」を養育する者とします。



「こども」の表記について

本計画では、原則としてひらがなの「こども」で統一しています。ただし、法令等に基づき「子ども」等と定義しているもののほか、事業名称などの固有名詞については、漢字を用いて表記しています。また、本計画の策定に当たって実施したアンケート調査結果は、調査票の表記に準じて「子ども」と表記している場合があります。

第2章 八戸市の現状と課題

第1節 統計データ等による現状

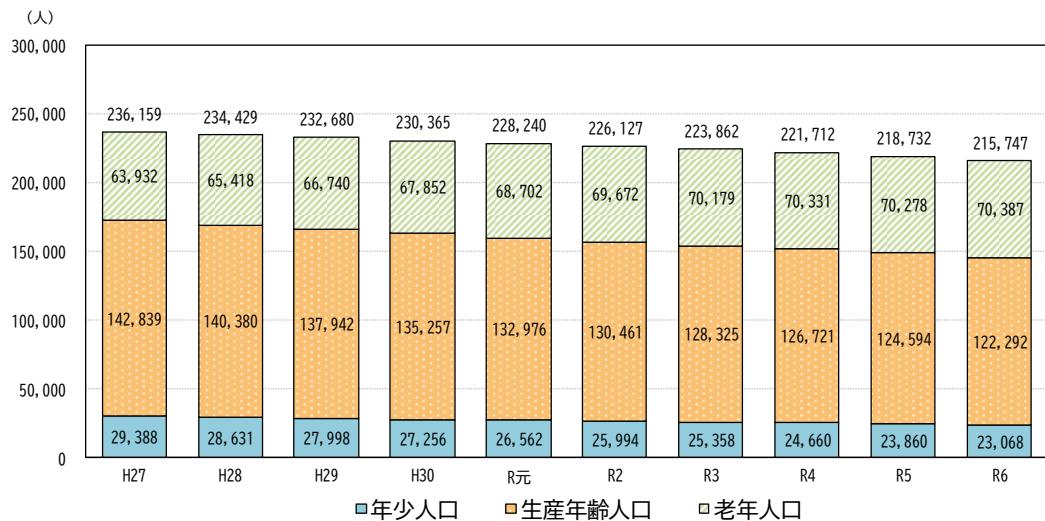
1 人口等の状況

(1) 人口の状況

当市の年齢3区分(※)別の人団の推移及び構成をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少を続ける一方、老人人口の割合は年々増加し、令和6年には32.6%に達しており、少子化と高齢化が同時に進行しています。

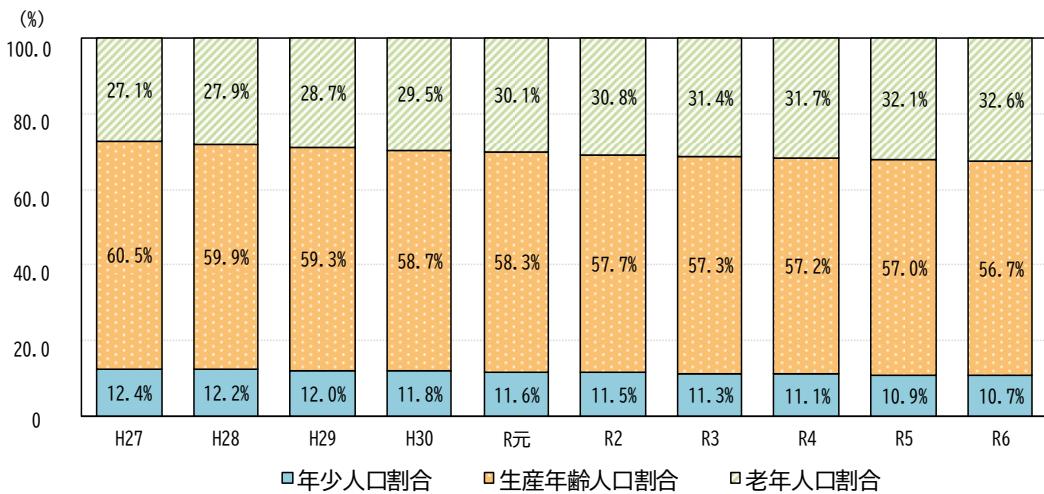
(※) 年齢3区分 ①年少人口 : 15歳未満人口
②生産年齢人口 : 15歳以上65歳未満人口
③老人人口 : 65歳以上人口

■年齢3区分別人口の推移



資料：八戸市住民基本台帳

■年齢3区分別人口の構成



資料：八戸市住民基本台帳

(2) 自然動態・社会動態

当市の人口は、平成7年をピークに減少が続いています。

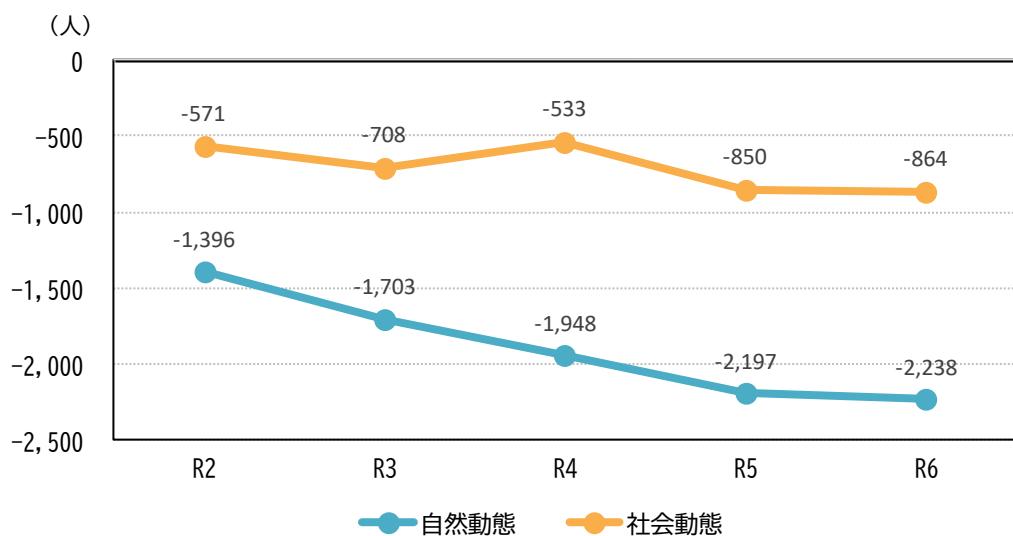
平成27には236,159人だった人口が、令和6年には215,747人となっており、この10年間で20,412人の減少となっています。

◇当市の人口減少の要因

- 自然動態（出生数と死亡数の差）…死亡数が出生数を上回っています。
- 社会動態（転入数と転出数の差）…転出超過となっています。

■自然動態・社会動態の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自然動態 (出生数－死亡数)	△1,396	△1,703	△1,948	△2,197	△2,238
社会動態 (転入数－転出数)	△571	△708	△533	△850	△864



資料：八戸市住民基本台帳

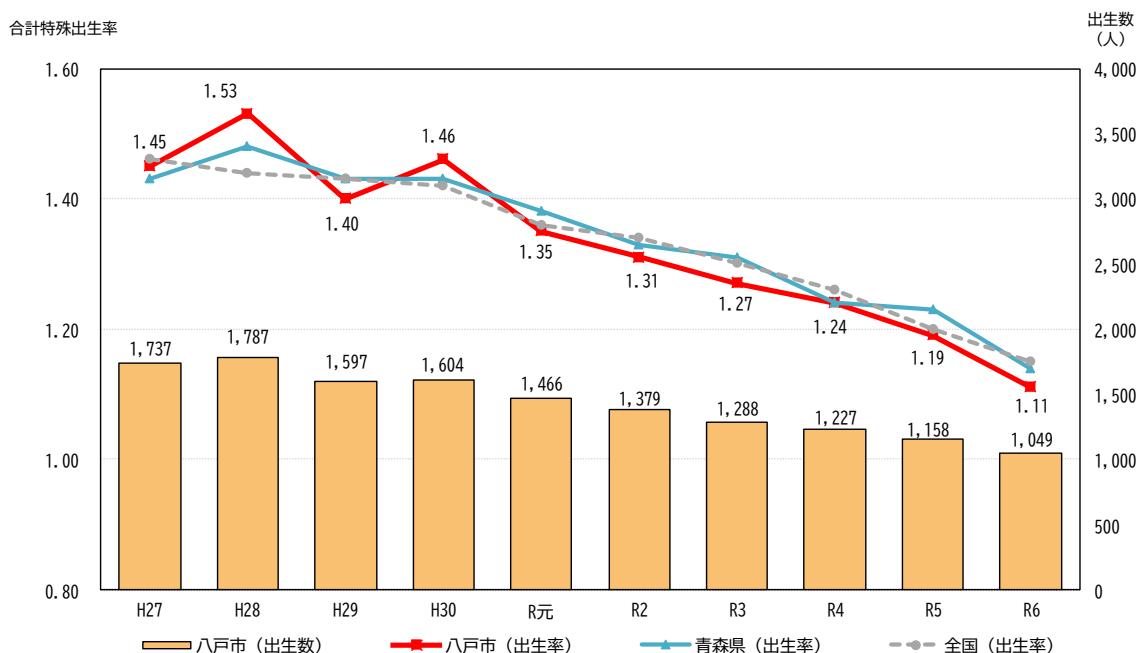
(3) 合計特殊出生率・出生数

当市の合計特殊出生率（※）は、平成 28 年には 1.53 まで上昇し、全国平均や青森県の合計特殊出生率より高い水準にありましたが、平成元年以降は減少傾向にあり、令和 6 年には 1.11 となっています。出生数は令和元年以降 1,500 人を下回り、令和 6 年には 1,049 人となっています。

（※）合計特殊出生率

⇒ 1 人の女性が生涯に産む子どもの推定人数。15~49 歳の女性が 1 年間に産んだ子どもの数と年齢別の女性人口を基に推定。

■合計特殊出生率・出生数の推移



資料：【全国】人口動態統計（厚生労働省）【青森県】青森県保健統計年報【八戸市】八戸市住民基本台帳

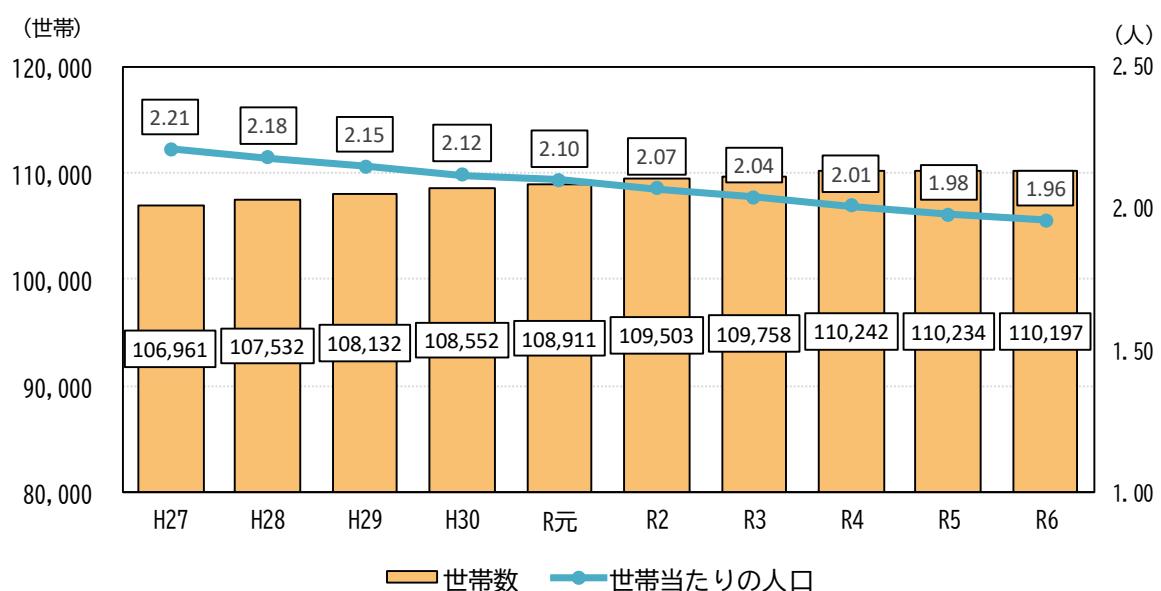
2 世帯の状況

(1) 世帯数・世帯当たり人数

当市の世帯数は令和4年までは増加傾向となっており、その後は概ね横ばいで推移しています。

1世帯当たりの人員は年々減少傾向にあり、令和6年には1.96人まで減少し、単身世帯の割合が増加傾向にあります。

■世帯数・世帯当たり人口の推移

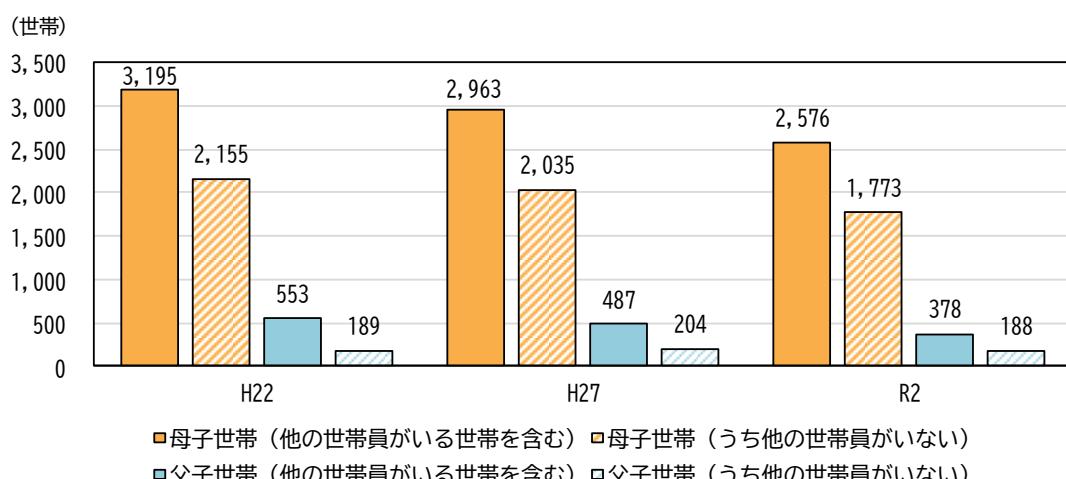


資料：八戸市住民基本台帳

(2) ひとり親世帯の状況

当市のひとり親世帯数は、母子家庭・父子家庭ともに減少傾向にあります。他の世帯員を含まない、いわゆる「親と子のみ」の世帯に限ると、令和2年では母子家庭が1,773世帯、父子家庭が188世帯と、相当数存在しています。

■母子家庭・父子家庭世帯数の推移



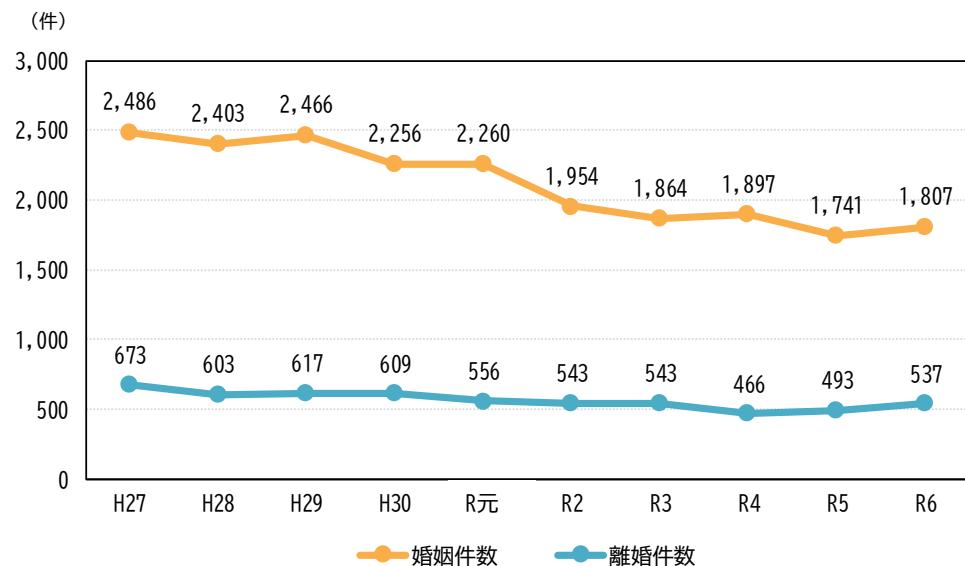
資料：国勢調査

3 婚姻・離婚の状況

(1) 婚姻、離婚件数

当市の婚姻件数は年々減少傾向にあり、離婚件数については横ばいで推移しています。

■婚姻、離婚件数の推移

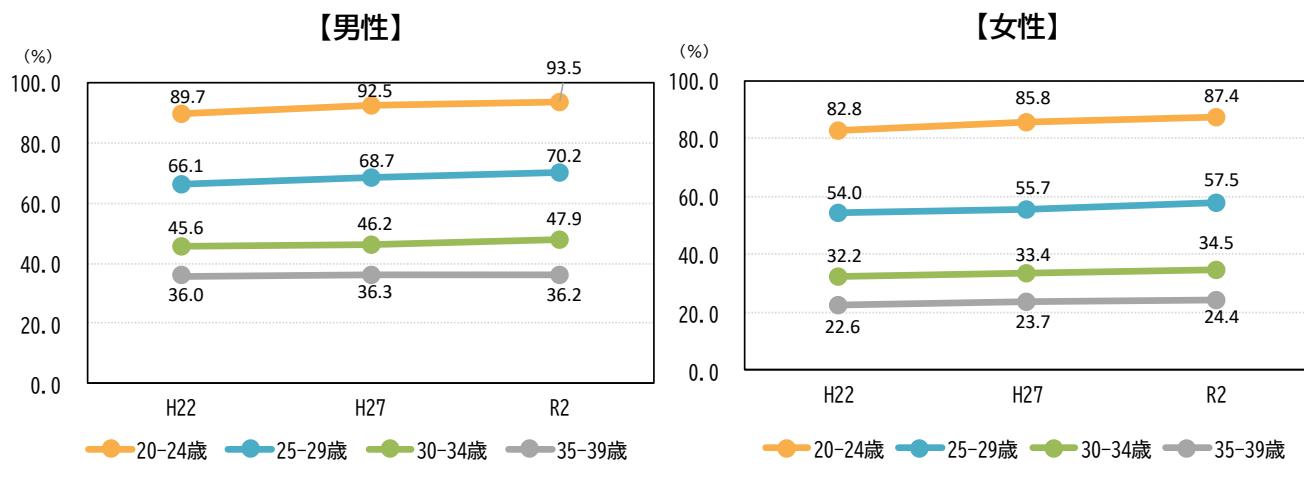


資料：八戸市統計情報

(2) 未婚率

当市の未婚率をみると、男性・女性ともにいずれの年齢階級でも増加傾向で推移しています。

■未婚率の推移



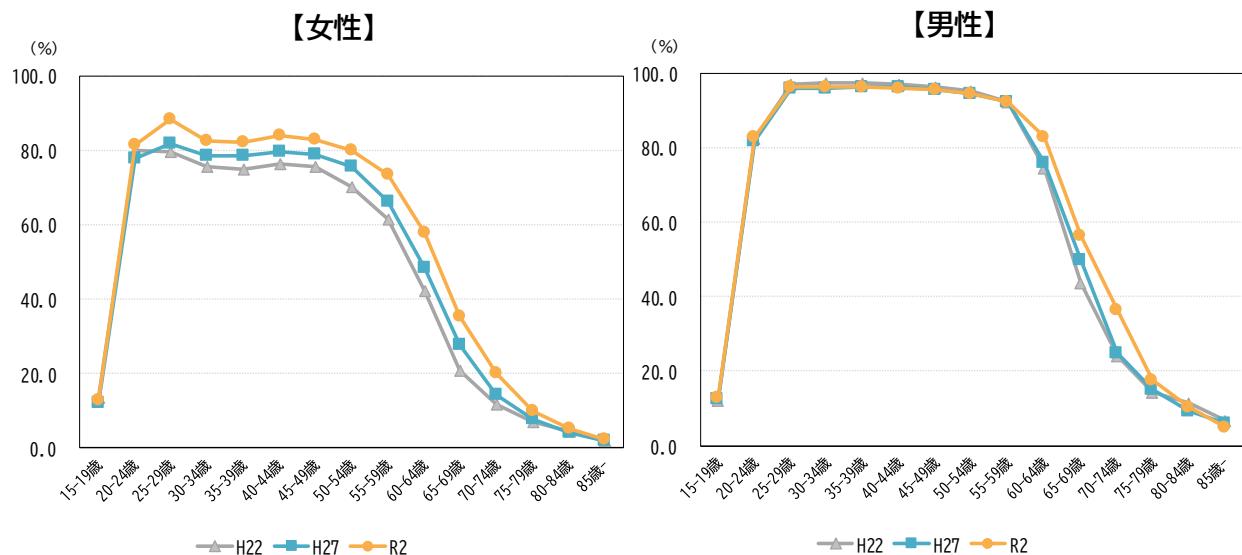
資料：国勢調査

4 就業の状況

(1) 女性の労働力率

当市の女性の労働力率は、30歳～34歳に一旦低下をしていますが、令和2年では、20歳から49歳までの労働力率は80%以上と上昇しており、M字の底が上がり、台形に近づいています。

■労働力率



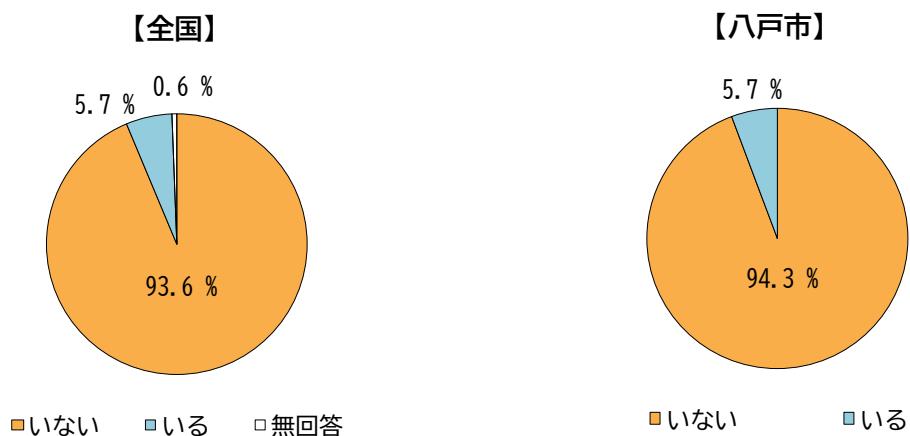
資料：国勢調査

5 困難を抱える子どもの状況

(1) ヤングケアラーの状況

「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか」という質問に「いる」と回答した人は、全国・八戸市ともに5.7%となっており、支援を必要としている可能性のある子どもがいることが確認されています。

■家族の中にお世話をしている人はいるか（中学2年生結果）

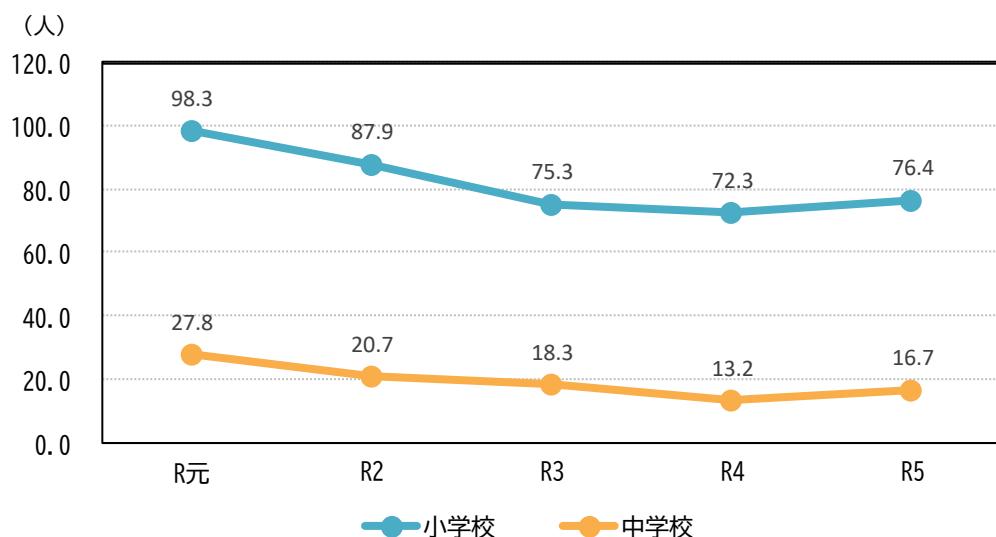


資料：八戸市 ヤングケアラーに関するアンケート調査報告書（令和6年実施）

(2) いじめの認知件数

当市のいじめ認知件数は、小中学校ともに令和元年度以降減少傾向にありましたが、令和5年は小学校・中学校ともに前年度を上回っており、再び増加に転じています。

■いじめの認知件数の推移（1,000人当たり）

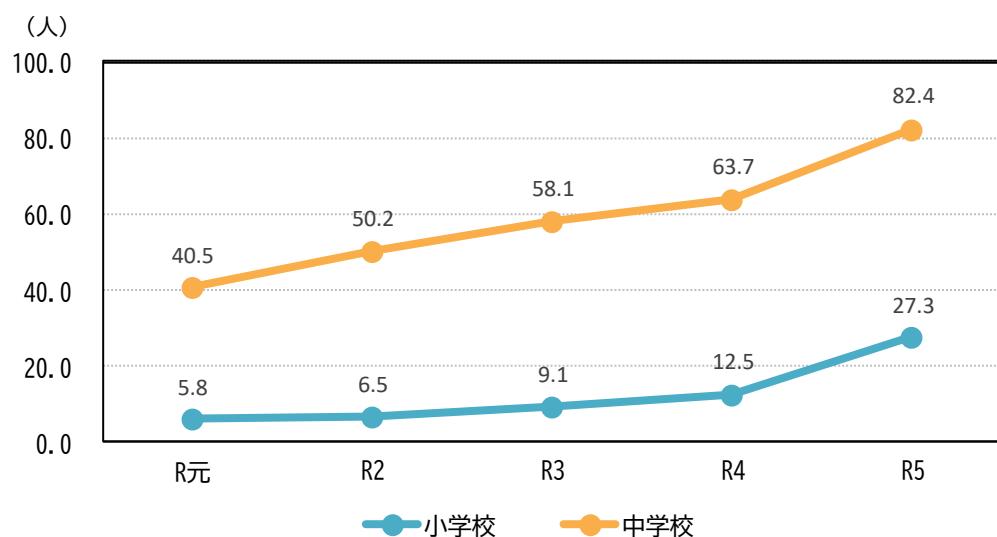


資料：八戸市教育委員会による集計結果

(3) 不登校児童生徒数

当市の不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、特に令和5年度は小学校で27.3人、中学校で82.4人と、いずれも過去5年間で最も高い数値となっています。

■不登校児童生徒数の推移（1,000人当たり）



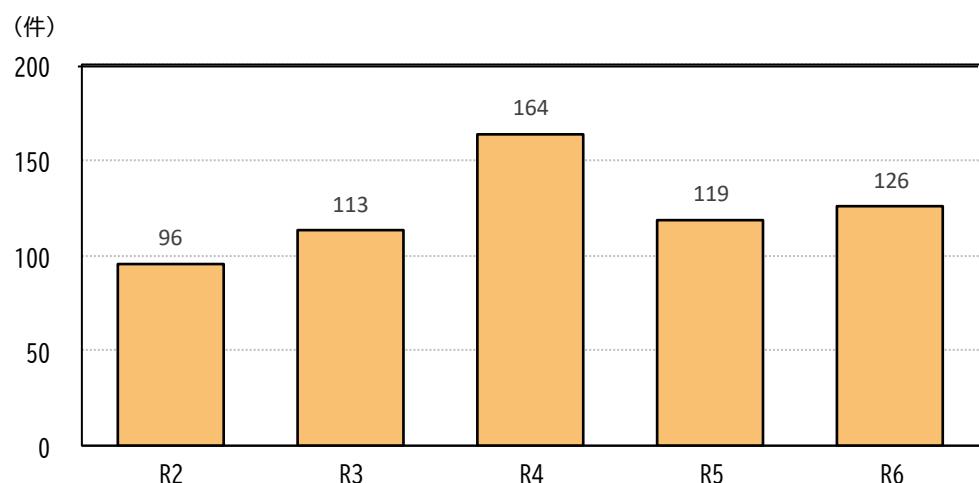
資料：八戸市教育委員会による集計結果

(4) 児童虐待相談対応件数

当市の児童虐待相談対応件数は増減をしながら推移しており、令和6年では126件となっていま

す。

■児童虐待相談対応件数の推移



■児童虐待相談対応件数（内訳を含む）の推移

（単位：件）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童虐待相談対応件数		96	113	164	119	126
内訳	身体的虐待	24	14	20	21	28
	性的虐待	0	0	0	4	1
	心理的虐待	60	97	104	63	65
	ネグレクト	12	2	40	31	32

資料：八戸市こども家庭相談室による集計結果

第2節 アンケート調査結果等の概要

1 子ども・子育てに関するアンケート調査

(1) 調査の目的

就学前児童及び小学生の保育や教育、子育て支援などに関するニーズの把握・分析を行い、当市の現状と今後の課題を整理することを目的として、アンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象者：八戸市に居住する就学前児童の保護者 2,000 人

八戸市に居住する就学児童の保護者 1,800 人

実施期間：令和5年12月5日（火）～令和5年12月20日（水）

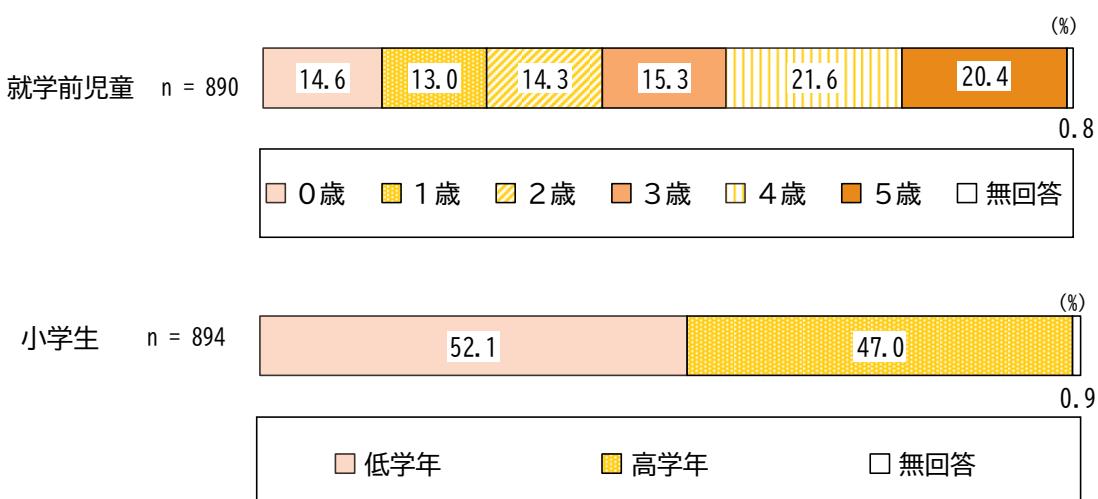
調査方法：郵送配布・郵送回収

■回収結果

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者向け調査	2,000 件	890 件	44.5%
就学児童の保護者向け調査	1,800 件	894 件	49.7%

※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

■ニーズ調査の回答状況（学齢・学年別）

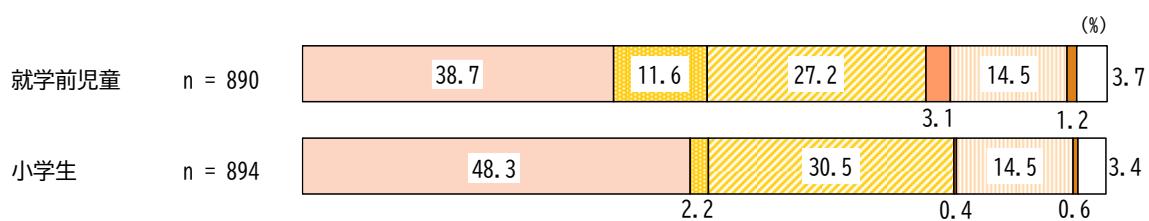


(3) 調査結果の概要

■保護者の就労状況について

母親の就労状況についてみると、就学前児童では80.6%の方が就労しており、産休・育休・介護休業中の方が14.7%となっています。小学生では81.4%の方が就労しており、産休・育休・介護休業中の方が2.6%となっています。

【保護者の就労状況(母親)】

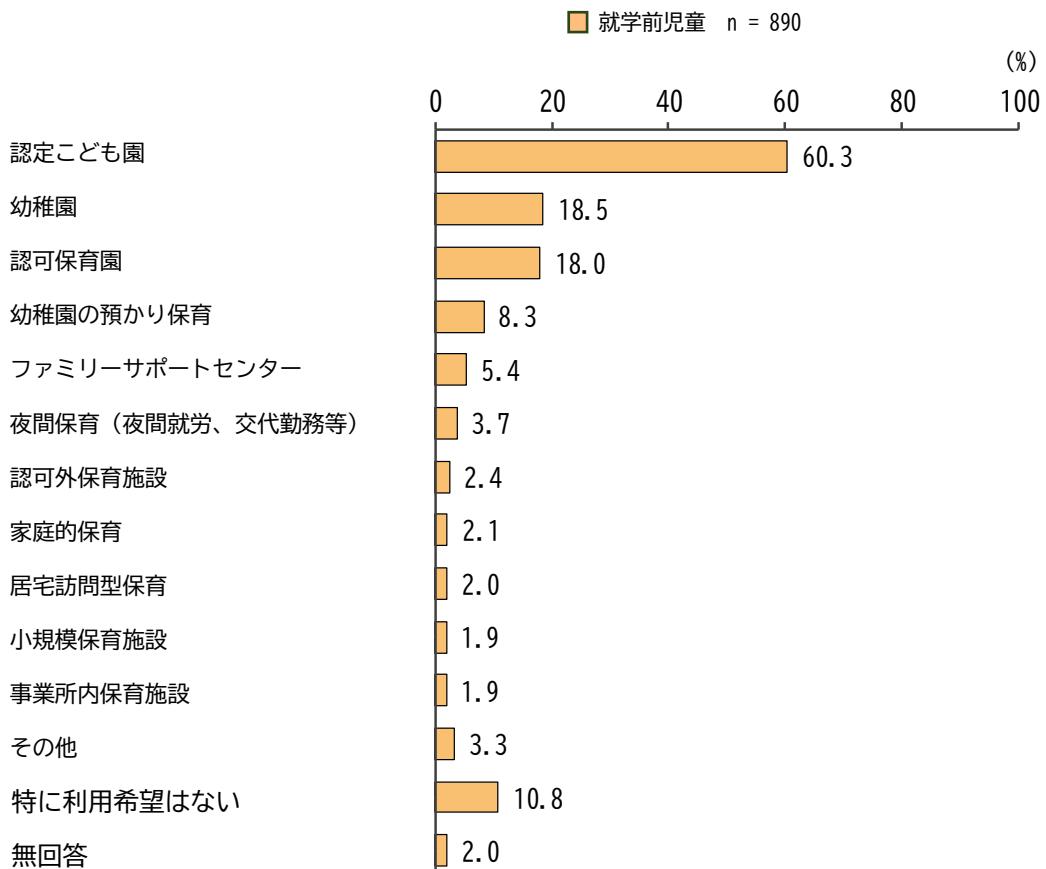


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休暇中である
- ▨ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休暇中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

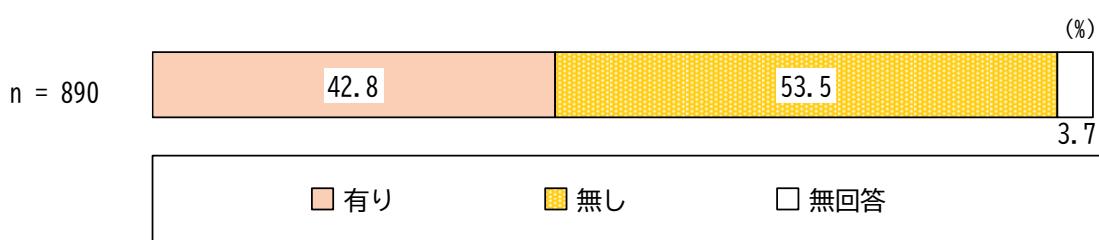
■教育・保育事業の利用状況について

平日定期的に利用している教育・保育事業と今後の利用希望についてみると、幼稚園、認可保育所、認定こども園など、主に施設型の教育・保育の利用を希望する人が多くなっています。また、一時保育事業の利用は8.4%と少數であるものの、今後の利用希望の有無では、「有り」が42.8%となっており、定期的な預かりとともに一時預かりのニーズへの対応が必要となります。

【希望する定期的な教育・保育事業】



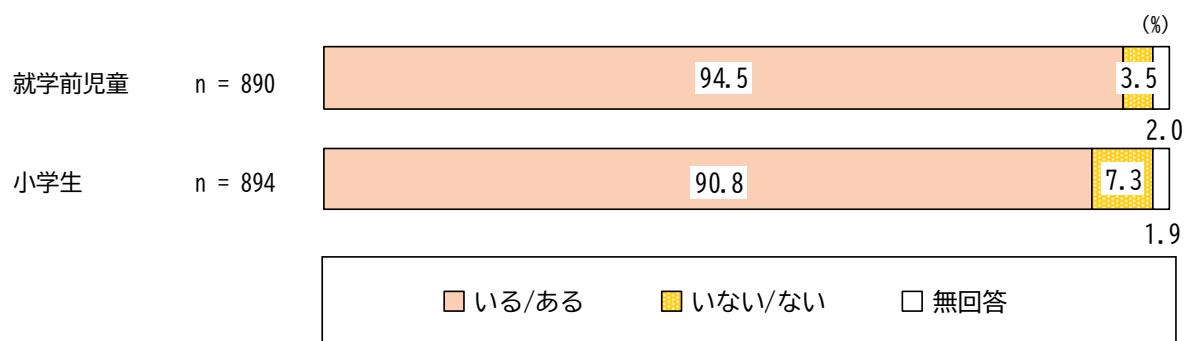
【不定期の一時保育事業等の利用希望の有無】



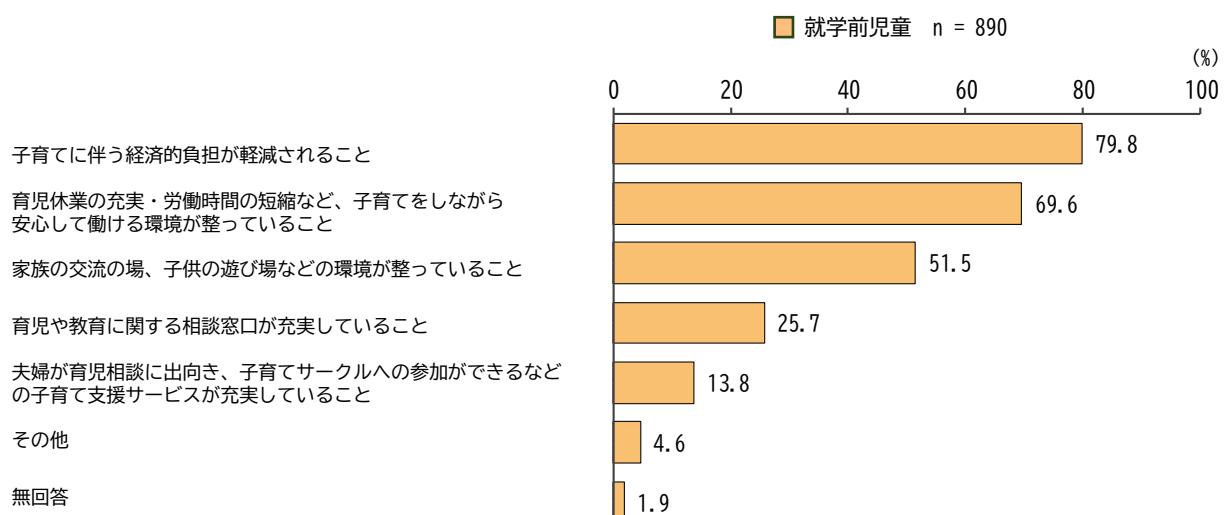
■子育てに関する相談の状況について

子育てする上で気軽に相談できる相手がない保護者についてみると、就学前児童で3.5%、小学生で7.3%となっています。子育ての悩みを解消する対策としては、「子育てに伴う経済的負担が軽減されること」(79.8%)、「育児休業の充実・労働時間の短縮など、子育てをしながら安心して働く環境が整っていること」(69.6%)、「家族の交流の場、子供の遊び場などの環境が整っていること」(51.5%)が多くなっています。また、「育児や教育に関する相談窓口が充実していること」、「夫婦が育児相談に出向き、子育てサークルへの参加ができるなどの子育て支援サービスが充実していること」と回答した人のうち、0歳児の保護者が占める割合は、それぞれ33.1%、27.7%と他の年齢と比較すると高くなっています。

【気軽に相談できる人・場所の有無】



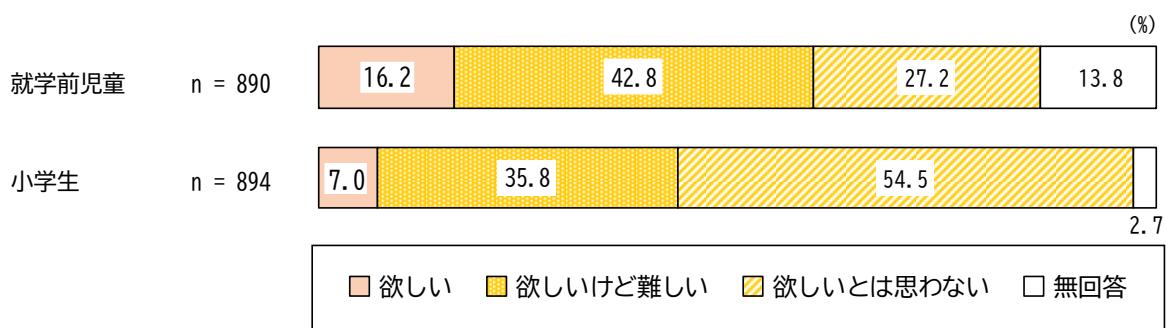
【子育ての悩みを解消するために必要だと思うこと】



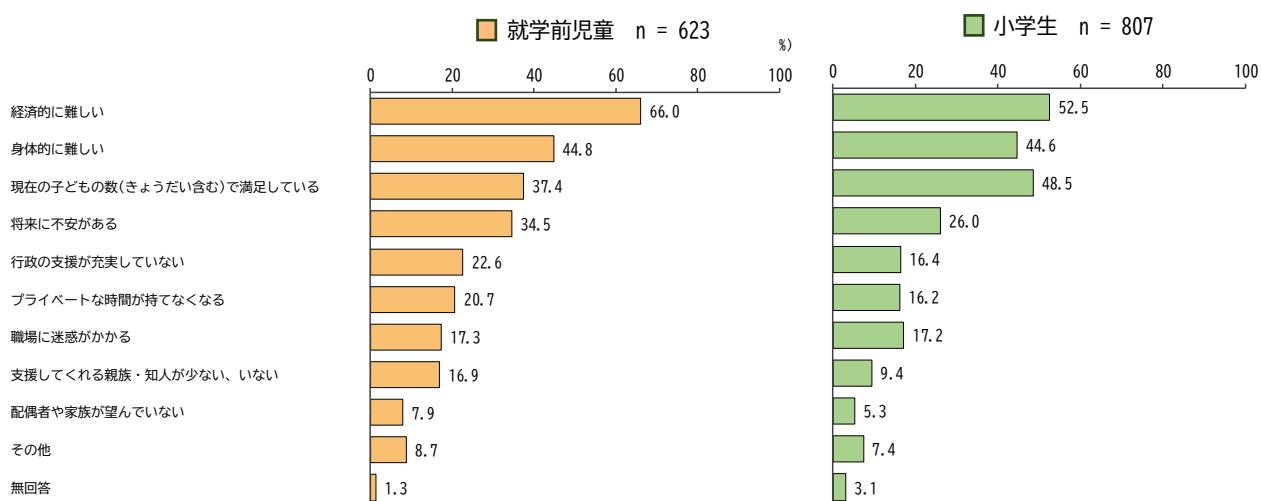
■今後のことわざ・子育てについて

今後子どもが欲しいかについてみると、就学前児童では「欲しいけど難しい」(42.8%)、「欲しいと思わない」(27.2%)という消極的な回答が多くを占めています。その理由としては、「経済的に難しい」(66.0%)、「身体的に難しい」(44.8%)、「現在の子どもの数で満足している」(37.4%)が多くなっており、小学生でも同様の結果となっています。

【今後のことわざの希望】



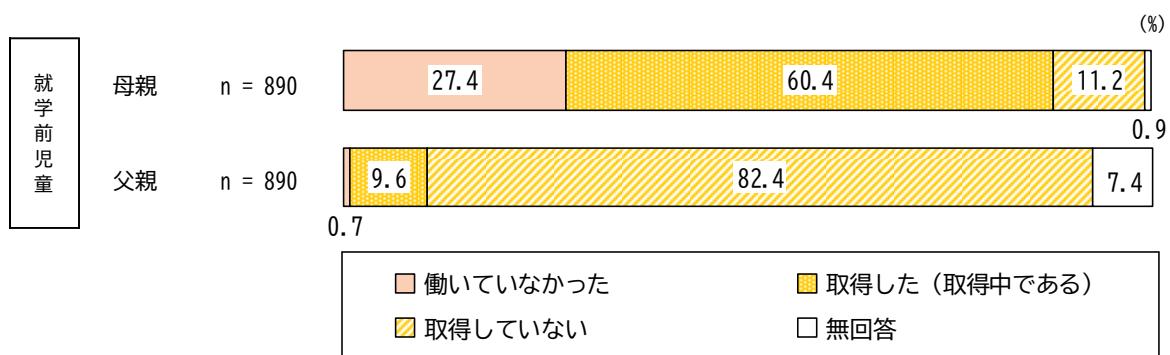
【欲しいけど難しい・欲しいと思わない理由】



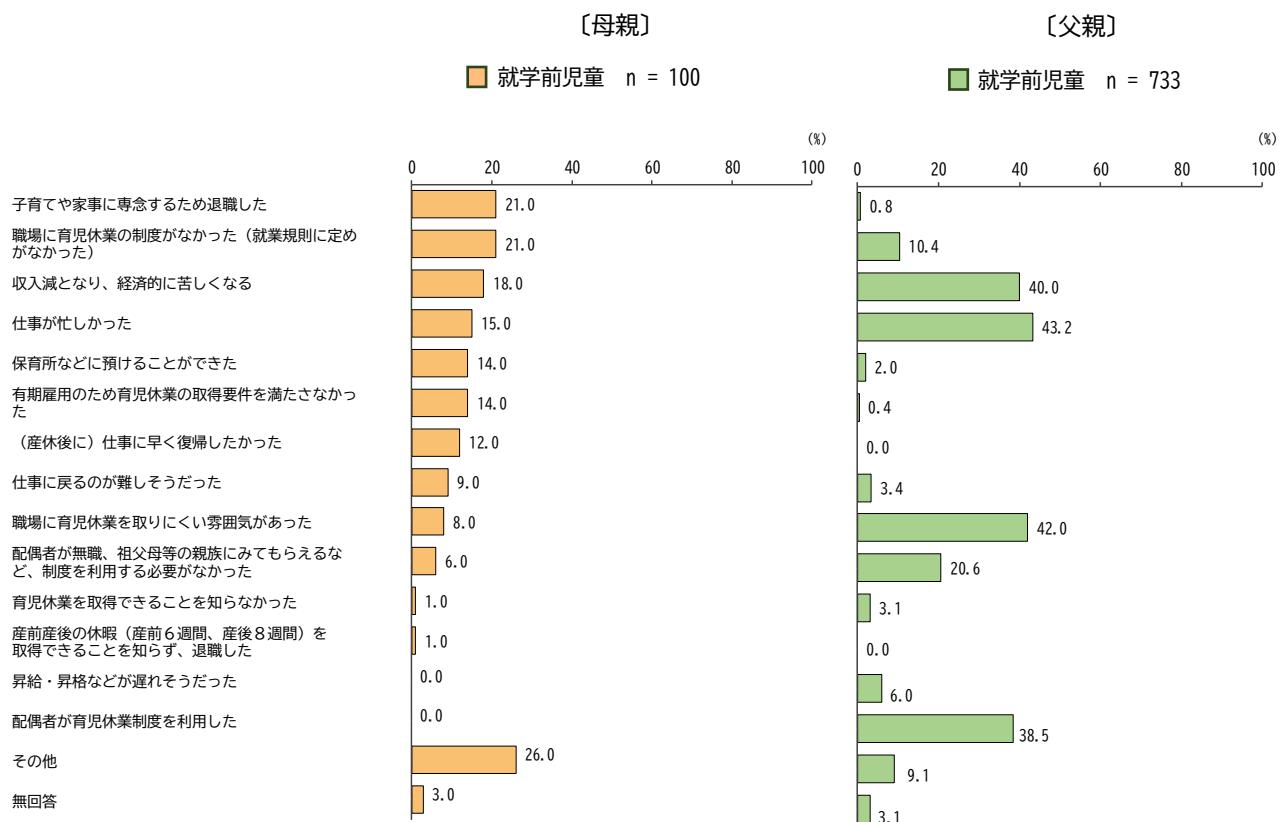
■育児休業制度の利用状況について

育児休業制度の利用状況についてみると、母親の取得率は 60.4% であり、前回調査時（平成 30 年度）の 43.0% から増加傾向にあります。また、父親の取得率は 9.6% であり、前回調査時の 3.3% から増加傾向にありますが、母親が父親を大きく上回っています。育児休業を利用しない主な理由については、父親と母親で違いがみられます。

【育児休業の取得状況】



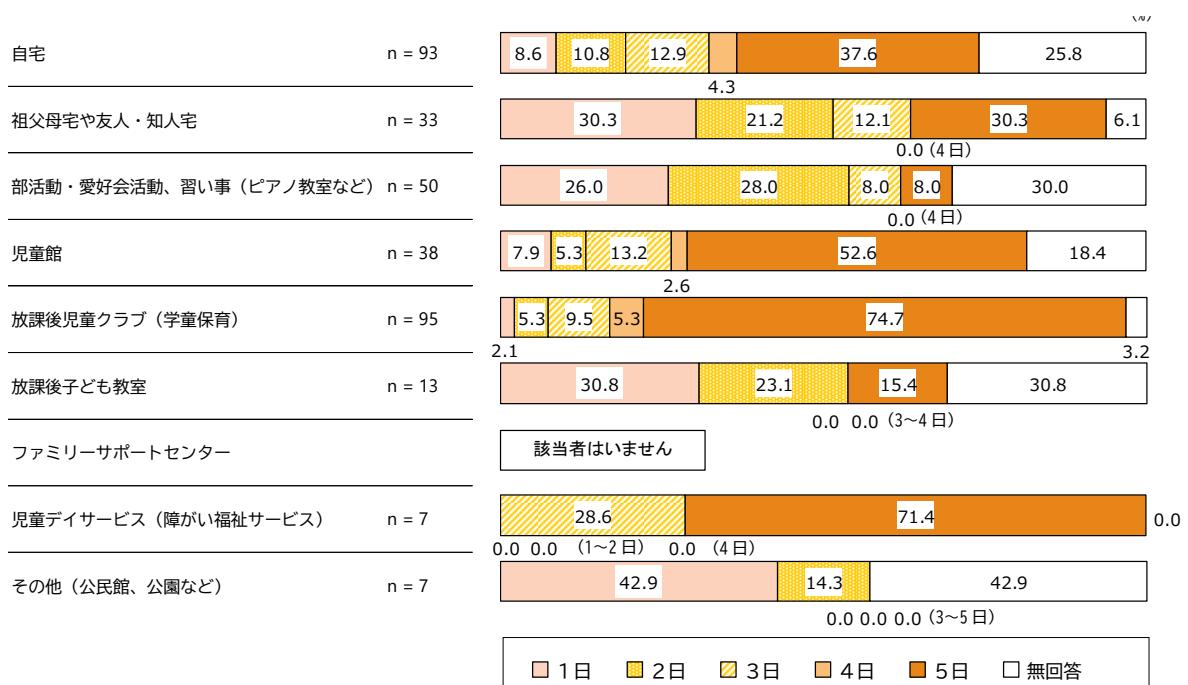
【育児休業を取得しなかった理由】



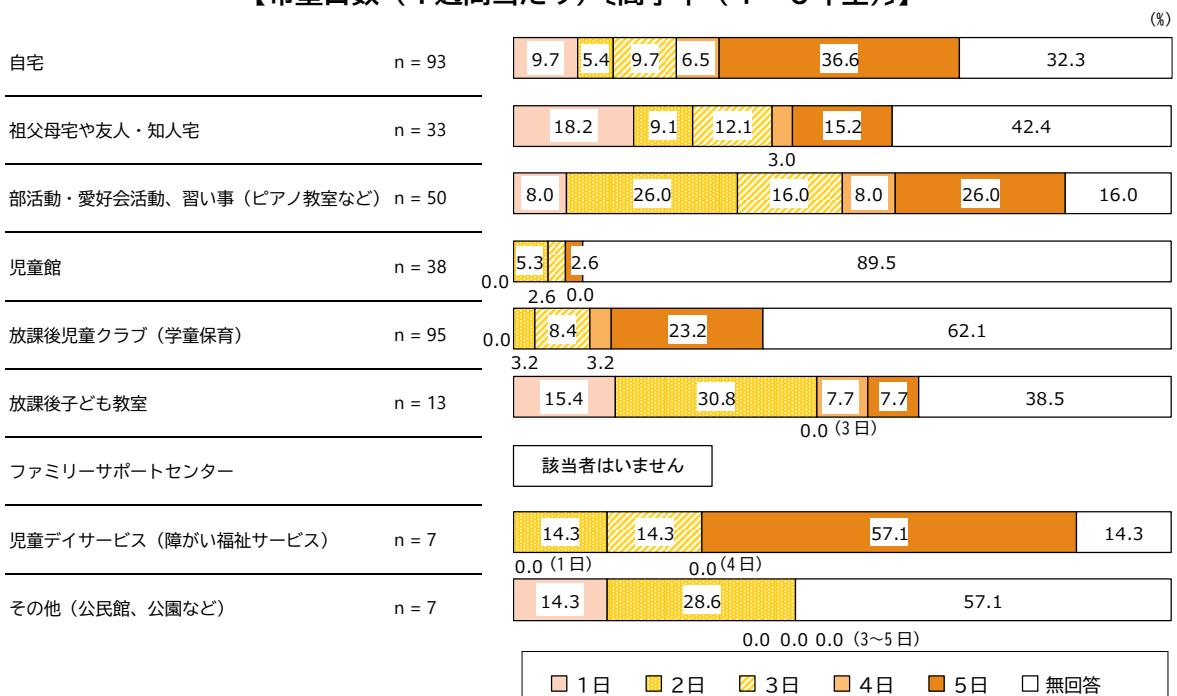
■放課後児童に関することについて

小学生の平日の放課後の過ごし方の現状と希望についてみると、ともに上位は、「自宅」、「部活動、習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（現状 20.8%・希望 9.4%）であり、週5日の利用と希望が多く、利用時間は 18~19 時台の希望が多くなっています。5歳以上の就学前児童の家庭の希望をみると、小学生に比べ、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望が多くなっています。

【希望日数（1週間当たり）【低学年（1~3年生）】】



【希望日数（1週間当たり）【高学年（4~6年生）】】



2 こども・若者アンケート調査

(1) 調査の目的

こども・若者の意識に関わる人生観・幸福感、居場所、他者との関わり方、社会参加、将来像、普段の活動・外出状況、困難に直面した経験、相談・支援、結婚・出産・子育て、就労・働き方など、こども・若者の育成支援に関する状況を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象者：八戸市に居住する 10～17 歳 2,500 人

八戸市に居住する 18～39 歳 2,500 人

実施期間：令和 7 年 7 月 9 日（水）～令和 7 年 7 月 25 日（金）

※令和 7 年 8 月 8 日（金）回答分までを集計に含めています

調査方法：郵送配布・郵送回収（WEB 回答併用）

■回収結果

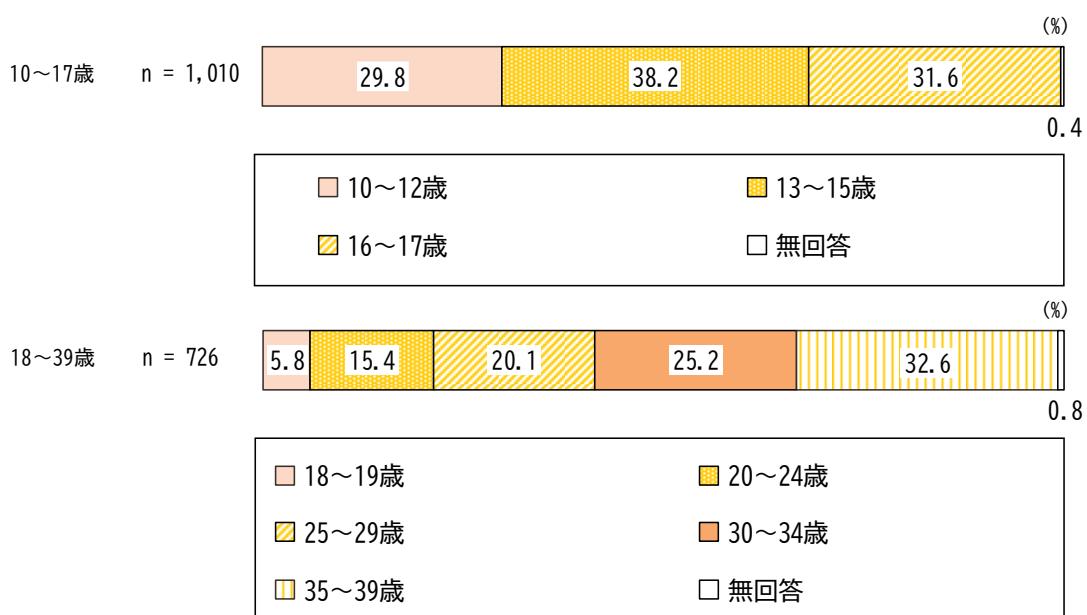
アンケート種別	配布数	有効回収数（率）	内訳（性別）	
			【男性】	【女性】
10～17 歳向け	2,500 件	1,010 件 (40.4%)	475 件 (47.0%)	511 件 (50.6%)
18～39 歳向け	2,500 件	726 件 (29.0%)	290 件 (39.9%)	416 件 (57.3%)

※内訳（性別）について、記載の【男性】【女性】のほかに【その他】【無回答】も含まれるため、合計と一致しません。

※内訳（性別）の有効回収率は、有効回答数のうち、各性別の構成比を示したものです。

※グラフ中の比率は小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0% とならない場合があります。

■回答状況（年齢別）



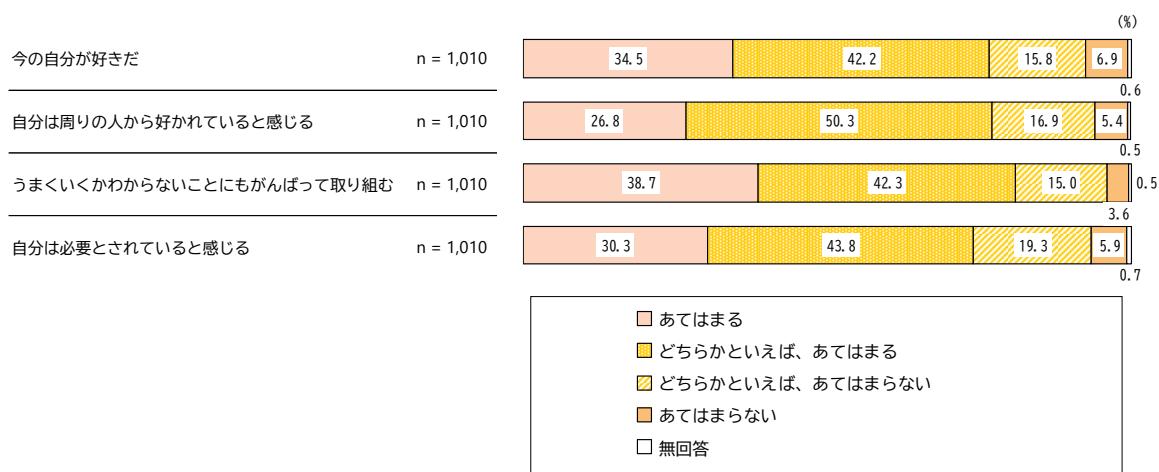
(3) 調査結果の概要

■日頃の意識や考え方について

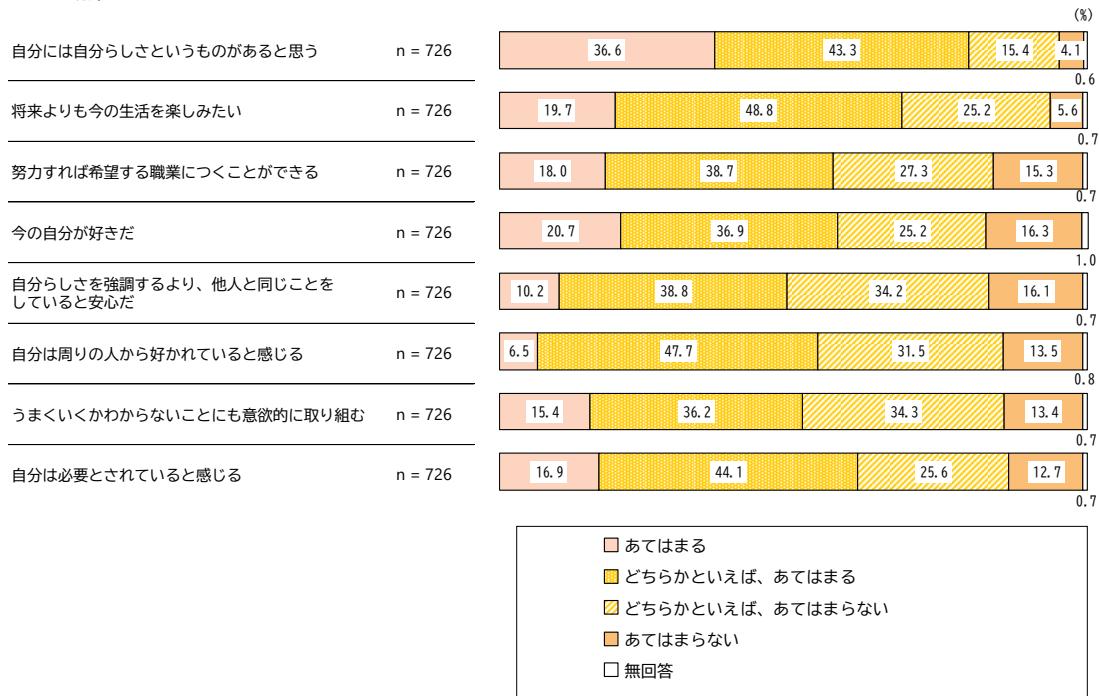
日頃の意識や考え方についてみると、10～17歳では全ての項目で『あてはまる（あてはまる+どちらかといえば、あてはまる）』と回答した方は7割以上となっており、特に「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」は81.0%と多くなっています。18～39歳では「自分には自分らしさというものがあると思う」で『あてはまる』が79.9%と最も多い一方、「努力すれば希望する職業につくことができる」、「今の自分が好きだ」等の項目で6割を下回っている状況も見られます。

【日頃の意識や考え方】

■10～17歳



■18～39歳



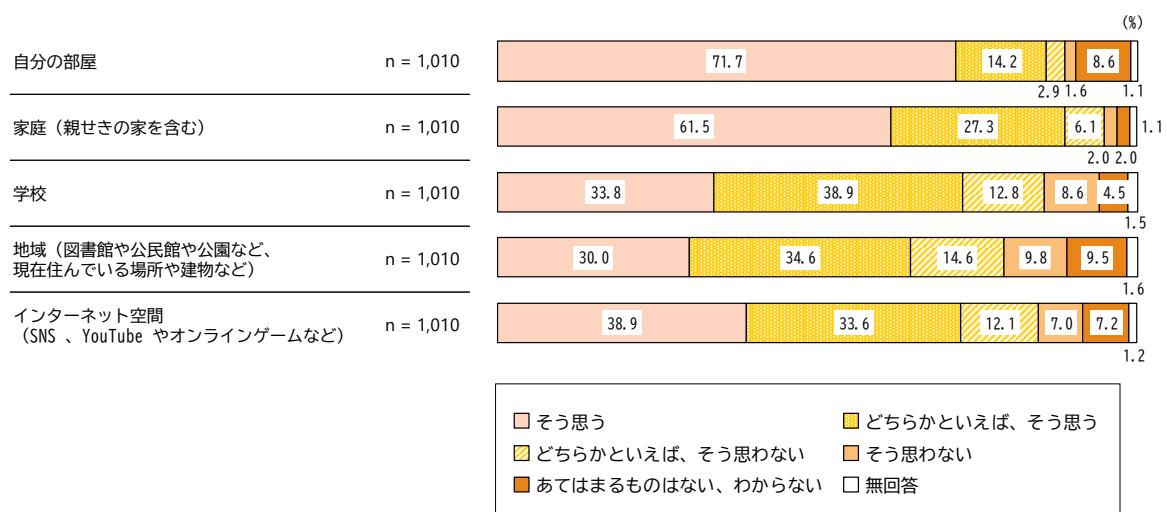
■居場所について

安心する居場所についてみると、ともに上位は、「自分の部屋」、「家庭（家や親族の家を含む）」で『そう思う（そう思う+どちらかといえば、そう思う）』が8割以上と多くなっています。一方で、「地域」は7割以下となっています。

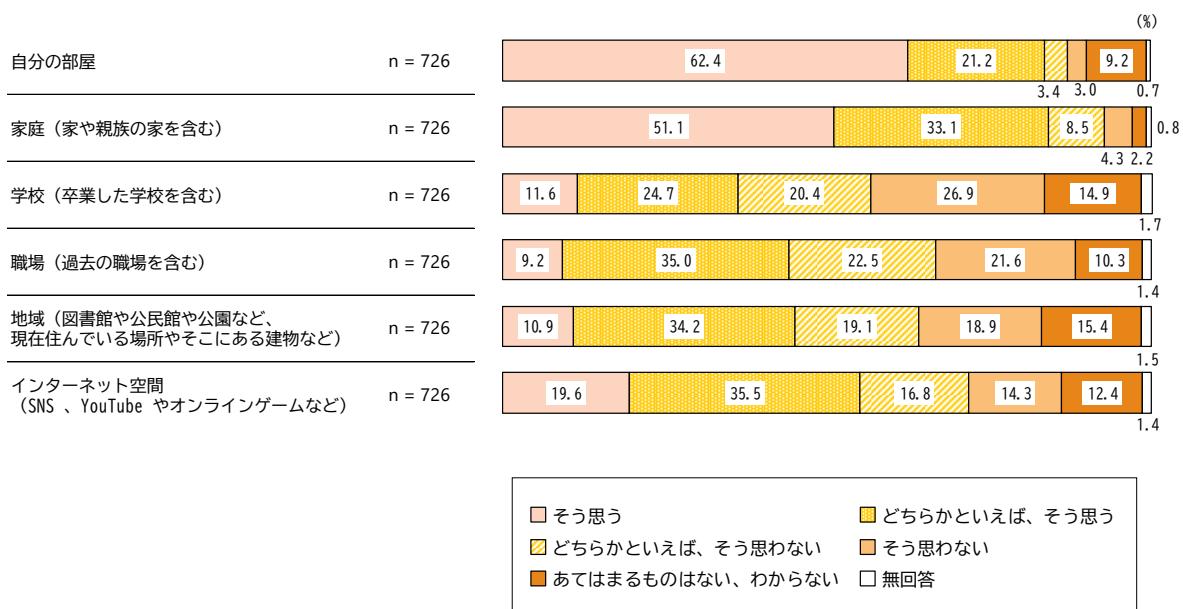
希望の居場所についてみると、10～17歳では「友だち、仲間とすごせる場所」（65.3%）、「一人で自由にすごせる場所」（57.2%）、「スポーツや読書など好きなことが自由にできる場所」（44.6%）が、18～39歳では「一人で自由にすごせる場所」（70.7%）、「友だち、仲間とすごせる場所」（46.8%）、「スポーツや読書など好きなことが自由にできる場所」（30.4%）が多くなっています。

【安心する居場所】

■10～17歳

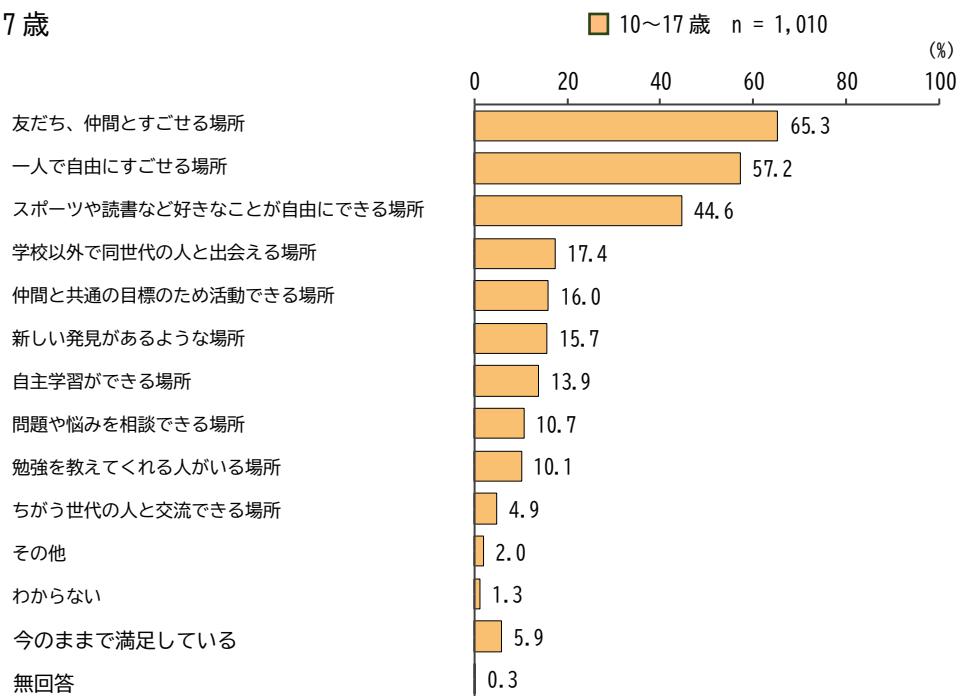


■18～39歳

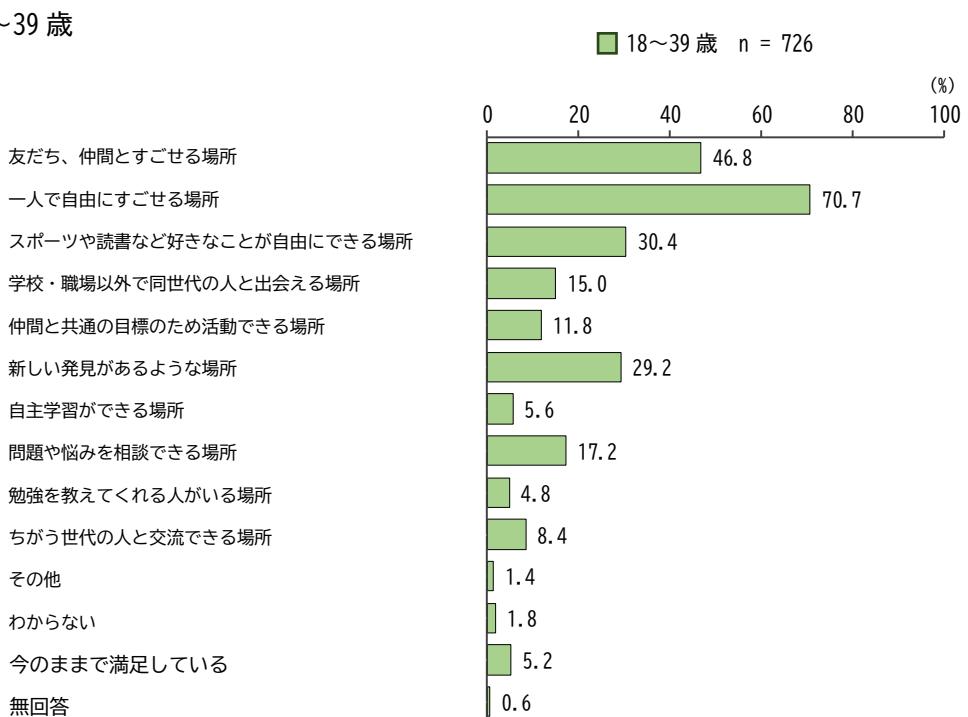


【希望の居場所】

■10~17歳



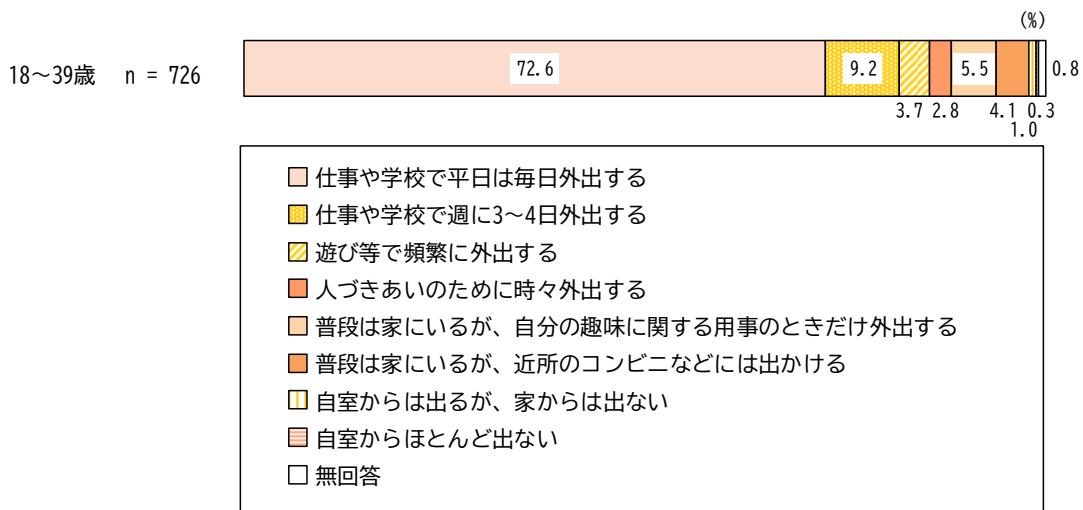
■18~39歳



■外出頻度について

外出頻度についてみると、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が72.6%と多くなっていますが、『普段は家にいる人』が1割以上存在します。

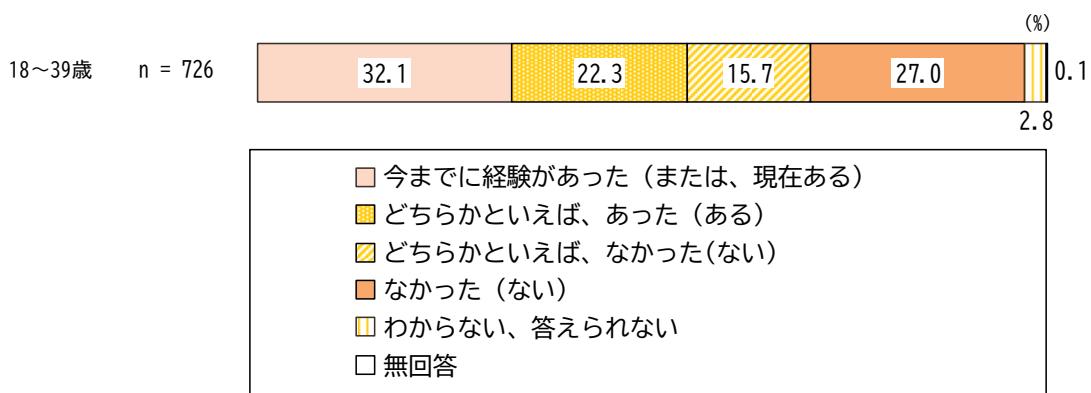
【外出頻度】



■困難経験について

困難経験についてみると、『あった（ある）（今までに経験があった+どちらかといえば、あった）』が54.4%となっており、多くの若者が困難を経験していることがわかります。

【困難経験】

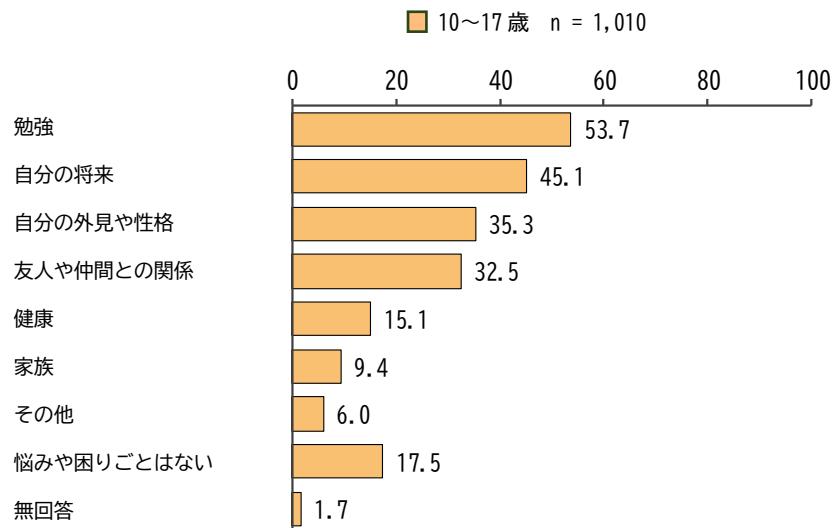


■悩みや困りごとについて

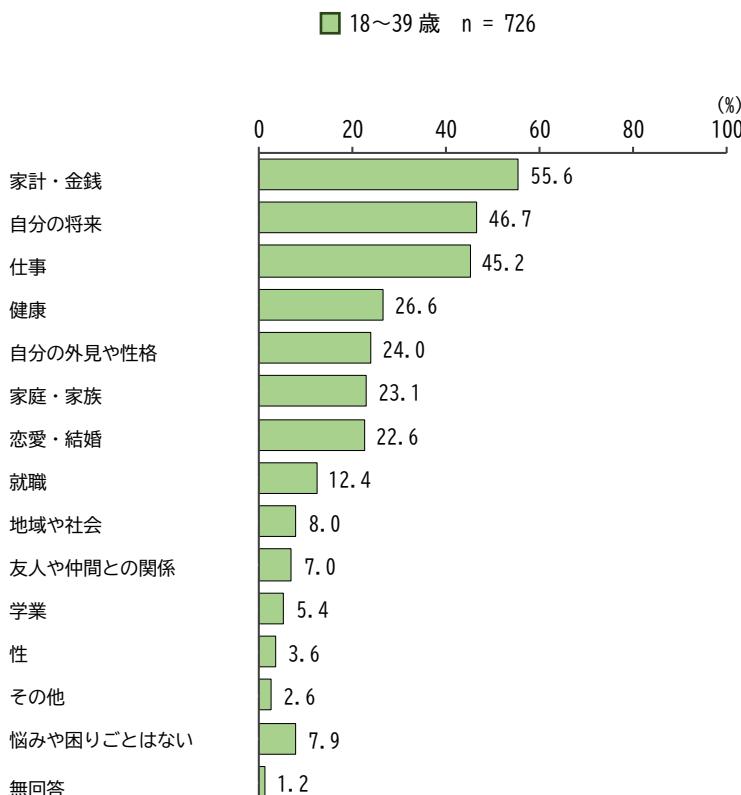
悩みや困りごとについてみると、10～17歳では、「勉強」(53.7%)、「自分の将来」(45.1%)、「自分の外見や性格」(35.3%)が、18～39歳では「家計・金銭」(55.6%)、「自分の将来」(46.7%)、「仕事」(45.2%)が多くなっています。また、「悩みや困りごとはない」人は双方で2割以下となっており、多くの人が悩みを抱えていることがわかります。

【悩みや困りごと】

■10～17歳



■18～39歳



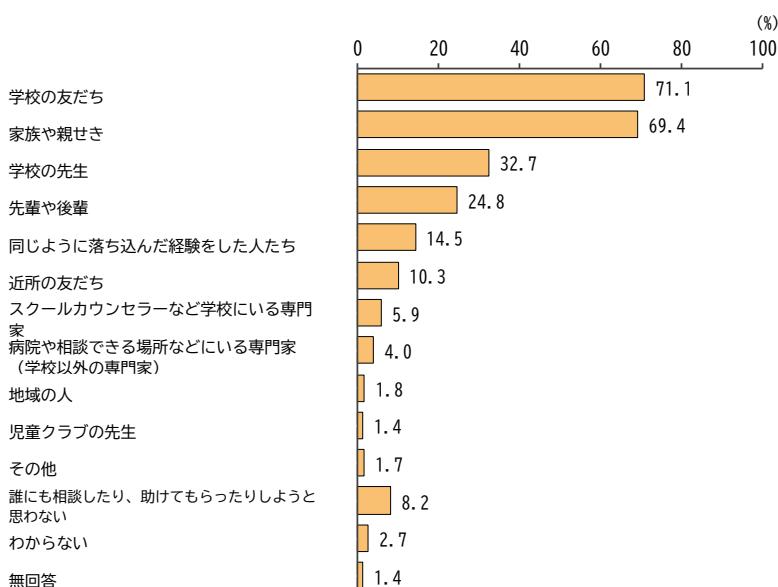
■相談相手・場所について

相談相手・場所についてみると、10～17歳では、「学校の友だち」(71.1%)、「家族や親せき」(69.4%)、「学校の先生」(32.7%)が、18～39歳では「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」(50.6%)、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」(30.6%)、「無料で相談できる」(28.4%)が多くなっています。

【相談したい人・場所】

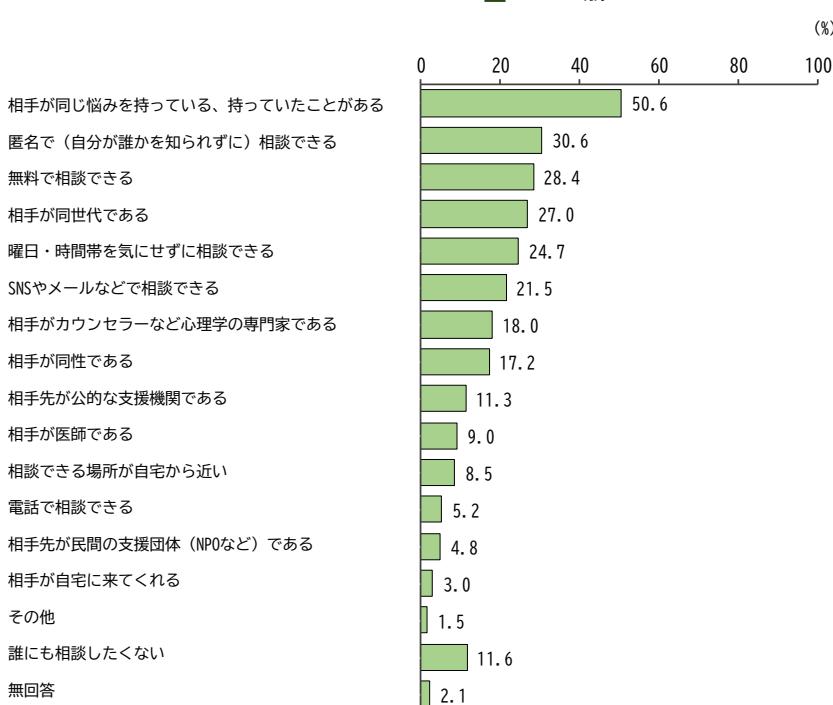
■10～17歳

■ 10～17歳 n = 1,010



■18～39歳

■ 18～39歳 n = 726



※18～39歳は、家族や知り合い以外で相談しやすい人や場所について聞いています。

■相談先の認知度について

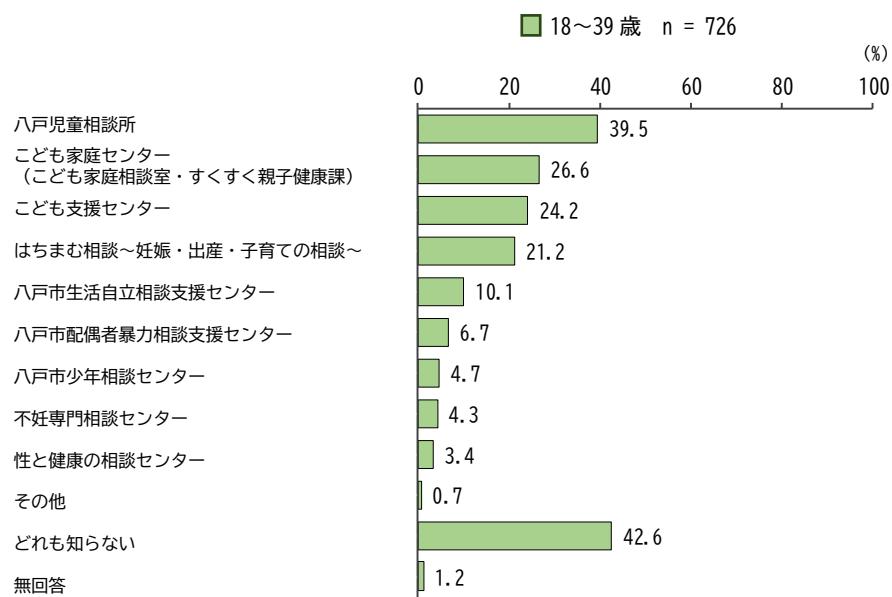
相談先の認知度についてみると、10～17歳では、相談できる場所があることを知っている人は64.0%となっています。

18～39歳に知っている相談支援機関等についてみると、「八戸児童相談所」(39.5%)、「こども家庭センター（こども家庭相談室・すぐすぐ親子健康課）」(26.6%)、「こども支援センター」(24.2%)が多くなっている一方、どれも知らない人が4割以上となっています。また、利用したことがない方についても、79.4%と多くなっています。

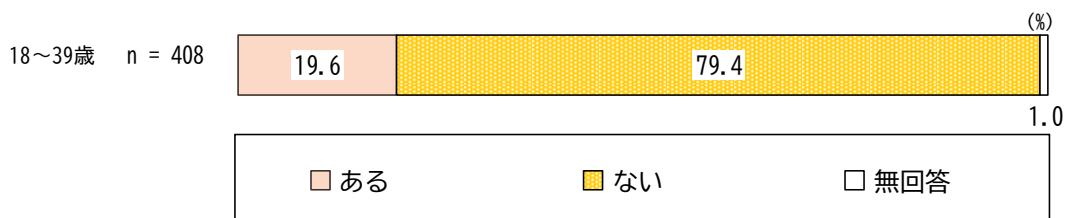
【相談できる場所の認知度】



【相談支援機関等の認知度】



【相談支援機関等の利用状況】



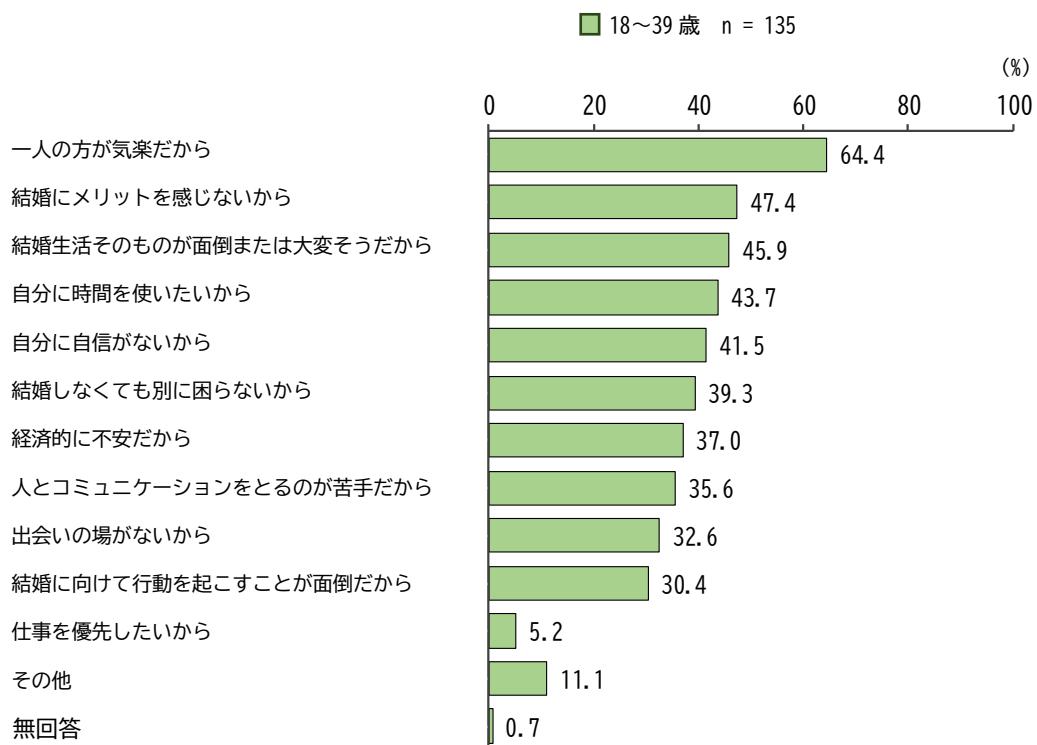
■結婚・子育てについて

結婚に対する考え方についてみると、「いずれ結婚するつもり」が 67.0%、「一生結婚するつもりはない」が 30.5%となっています。

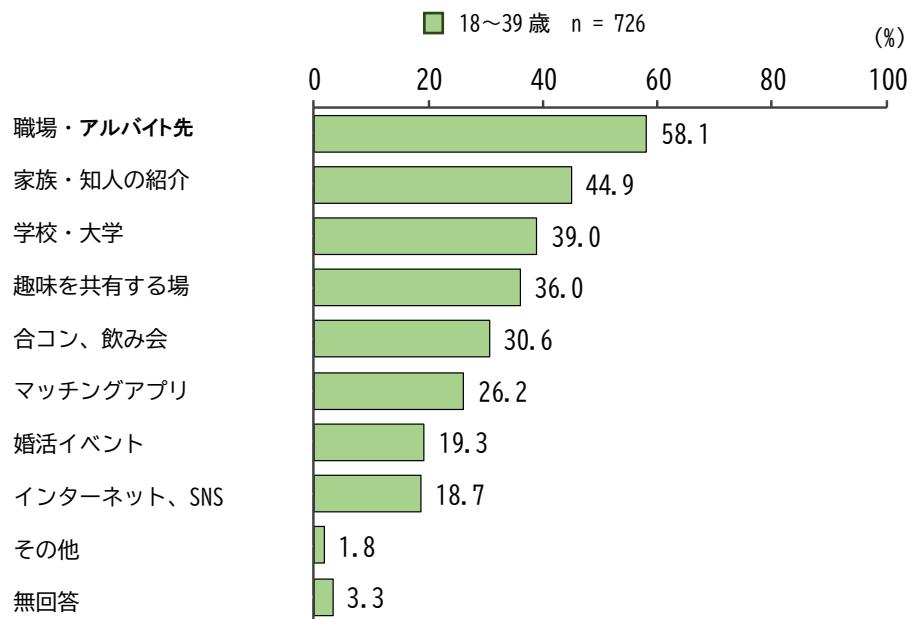


未婚の方の一生結婚するつもりがない理由についてみると、「一人の方が気楽だから」(64.4%)、「結婚にメリットを感じないから」(47.4%)、「結婚生活そのものが面倒または大変そうだから」(45.9%)が多くなっています。結婚に繋がると思う出会いのシーンをみると、「職場・アルバイト先」(58.1%)、「家族・知人の紹介」(44.9%)、「学校・大学」(39.0%)が多くなっています。

【結婚するつもりがない理由】

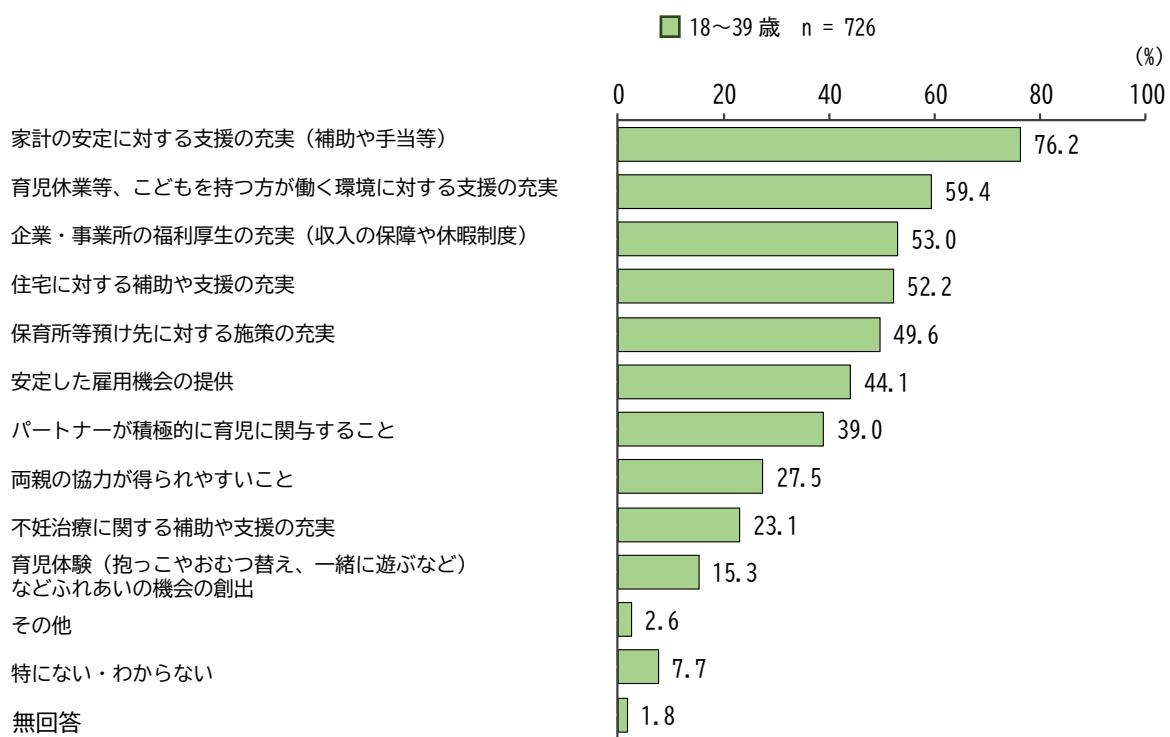


【結婚に繋がると思う出会いのシーン】



子育てに対して前向きになれると思う要素や行政に求める支援施策をみると、「家計の安定に対する支援の充実(補助や手当等)」(76.2%)、「育児休業等、子どもを持つ方が働く環境に対する支援の充実」(59.4%)、「企業・事業所の福利厚生の充実(収入の保障や休暇制度)」(53.0%)が多くなっています。

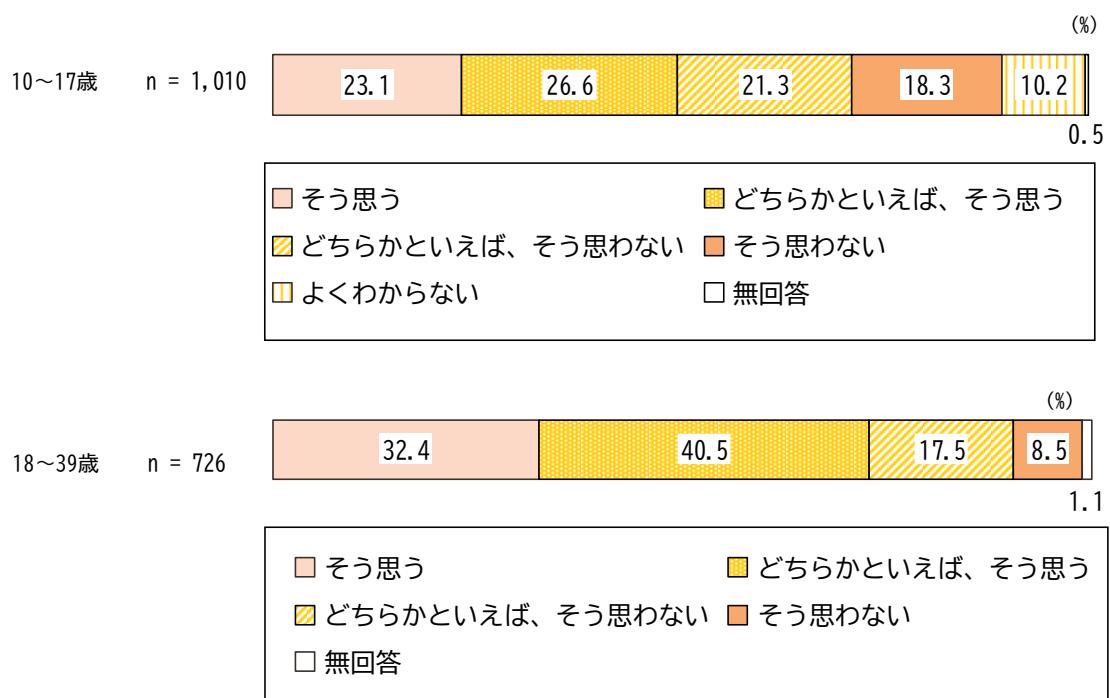
【前向きになれる要素・求める施策】



■八戸市について

八戸市に今後も住み続けたいかについてみると、『そう思う（そう思う+どちらかといえば、そう思う）』と回答した方は、10～17歳では49.7%、18～39歳では72.9%となっています。

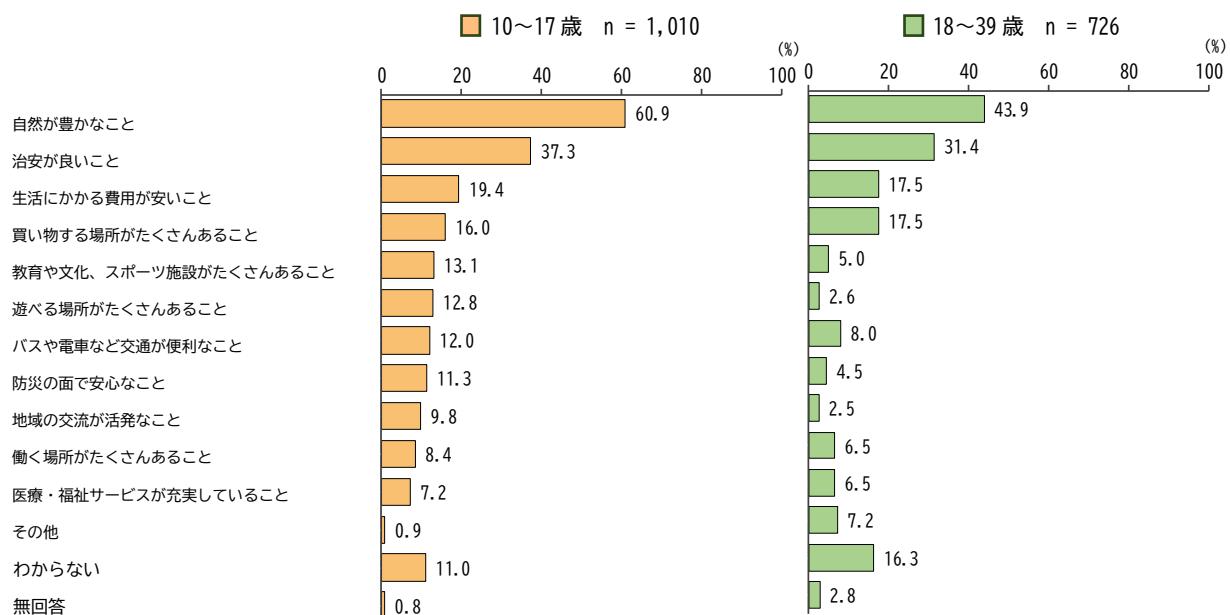
【八戸市に今後も住み続けたいか】



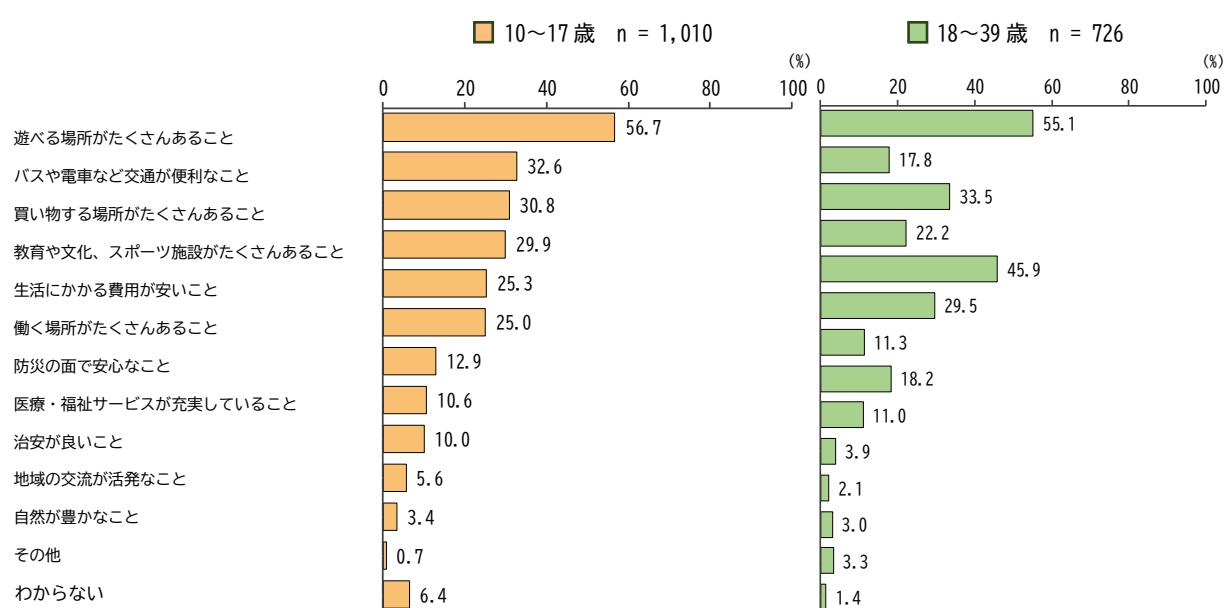
八戸市の良いと思うところについてみると、10～17歳、18～39歳ともに「自然が豊かなこと」(60.9%、43.9%)、「治安が良いこと」(37.3%、31.4%)が多く、次いで「生活にかかる費用がやすいこと」(19.4%、17.5%)、「買い物をする場所がたくさんあること」(16.0%、17.5%)となっています。

力を入れてほしいところをみると、ともに「遊べる場所がたくさんあること」(56.7%、55.1%)が最も多く、次いで10～17歳では「バスや電車など交通が便利なこと」(32.6%)、18～39歳では「生活にかかる費用が安いこと」(45.9%)となっています。

【良いと思うところ】



【力を入れてほしいところ】

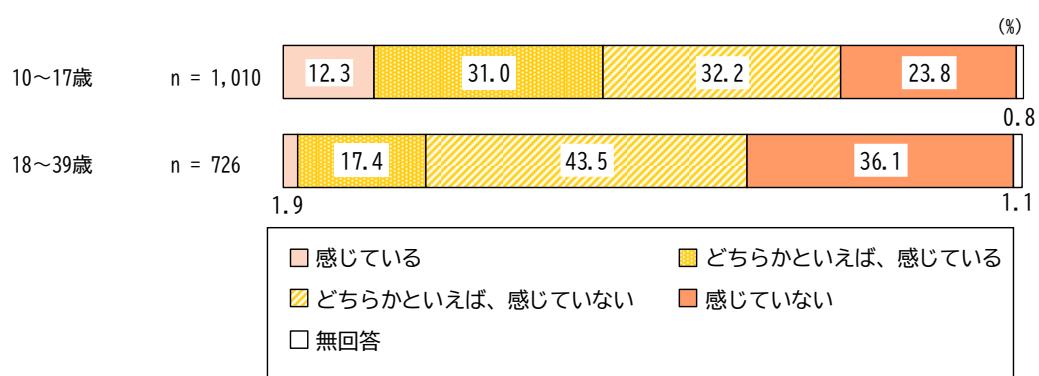


■こどもまんなか社会について

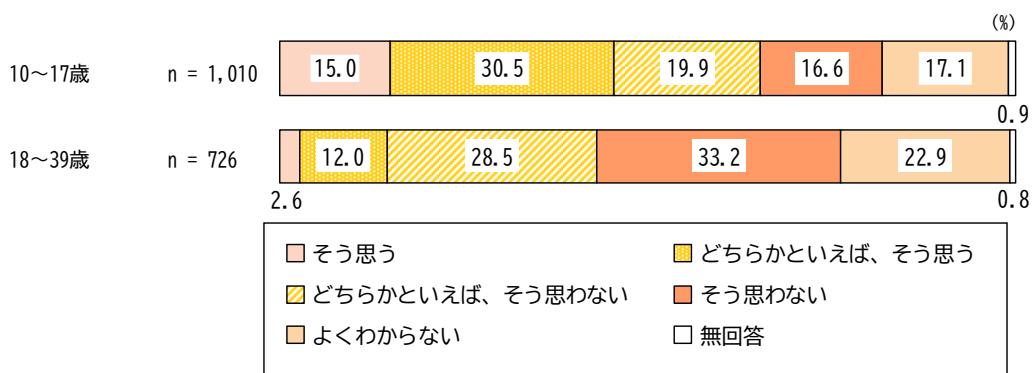
遊び・娯楽や体験活動の機会の場があると感じているかについてみると、『感じていない（どちらかといえば、感じていない+感じていない）』が10～17歳では56.0%、18～39歳では79.6%となっています。

こども・若者に関する取組に対して自分の意見を聞いてもらっていると思うかをみると、10～17歳では『そう思う（そう思う+どちらかといえば、そう思う）』が45.5%、18～39歳では14.6%となっています。

【遊び・娯楽や体験活動の機会の場があると感じているか】



【自分の意見を聞いてもらっていると思うか】

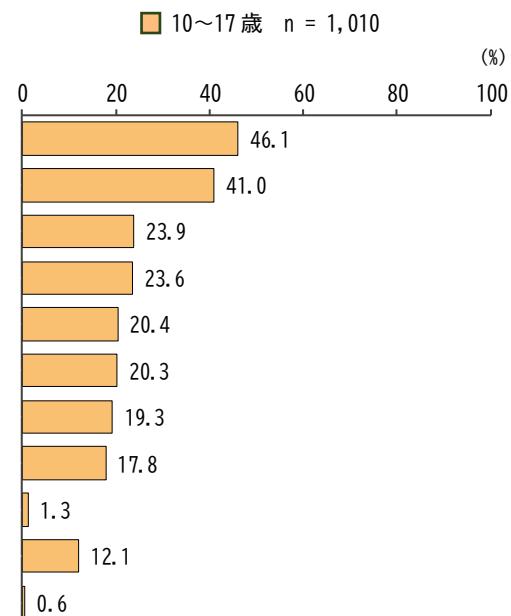


子ども・若者の意見が市の取組やまちづくりに反映されるために重要なことについてみると、10~17歳では、「子どもの声を聴くための意見募集やアンケートが定期的に行われること」(46.1%)、18~39歳では「若者が自由に意見を書き込めるオンラインの仕組み(SNSやフォームなど)があること」(49.6%)が最も多くなっています。

【子ども・若者の意見が反映されるために重要なこと】

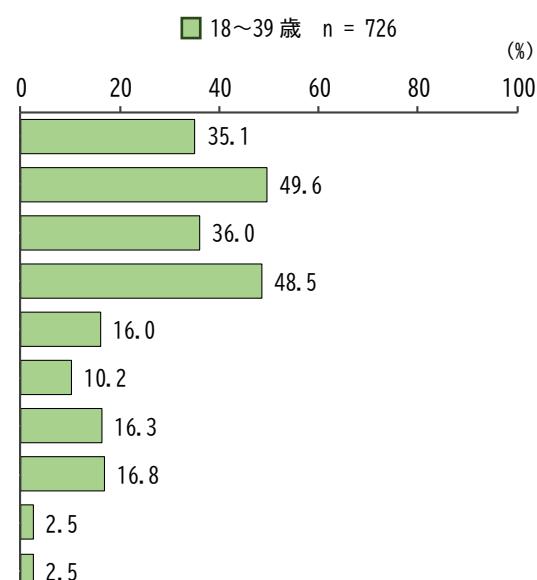
■10~17歳

- 子どもの声を聴くための意見募集やアンケートが定期的に行われること
- 子どもが自由に意見を書き込めるオンラインの仕組み(SNSやフォームなど)があること
- わかりやすい情報発信があること(制度や意見募集の内容を知れること)
- 子どもの意見がどのように施策に反映されたかの説明(フィードバック)があること
- 子どもも参加できる会議や検討会が設けられること
- 学校や地域で意見交換の機会があること
- 市長や行政の人と直接話せる機会があること
- 自分の意見を代弁してくれるような子ども代表(リーダー)の存在
- その他
- 特にない・わからない
- 無回答



■18~39歳

- 若者の声を聴くための意見募集やアンケートが定期的に行われること
- 若者が自由に意見を書き込めるオンラインの仕組み(SNSやフォームなど)があること
- わかりやすい情報発信があること(制度や意見募集の内容を知れること)
- 若者の意見がどのように施策に反映されたかの説明(フィードバック)があること
- 若者も参加できる会議や検討会が設けられること
- 学校や地域で意見交換の機会があること
- 市長や行政の人と直接話せる機会があること
- 自分の意見を代弁してくれるような若者代表(リーダー)の存在
- その他
- 無回答



3 こども・若者オンライン意見箱

(1) 目的

「こども・若者オンライン意見箱」は、八戸市に住んでいる、または通勤・通学しているこどもや若者・子育て中の保護者を対象に、八戸市をどう感じているか、もっとこうなると良いなということ、困っていることなどについて意見を聴取し、今後の取組を検討するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 実施方法 市公共施設や学校でポスターを掲示し、WEB フォームにより意見を収集。

(3) 実施期間 令和7年6月27日（金）～令和7年8月31日（日）

(4) 設問項目

- ①八戸市がどのようなまちであれば過ごしやすくなると思うか
- ②こども・若者のために、八戸市にどのようなことでお金を使ってほしいか
- ③将来暮らしたいと思う八戸市の姿
- ④自由回答

(5) 主な意見

①八戸市がどのようなまちであれば過ごしやすくなると思うか

- ・こども支援、遊べる施設、学習支援を手厚くして、子育て世帯が住みたいと思えるまちづくり。
- ・未就学児の遊び場が少なく、また夏場の室内での遊び場が非常に少ないと思いました。
- ・子育て、介護など行き詰ったときに相談できたりサポートしてもらえるまち。
- ・もっと地域のつながりがあればいい。

②こども・若者のために、八戸市にどのようなことでお金を使ってほしいか

- ・市営の体育館や廃校の体育館等、屋内で球技ができる施設をこどもが無料で利用できるようにしてほしい。
- ・小中学生の放課後の居場所、過ごし方について。部活動が愛好会になり親が見守る必要があるが、どの家庭も共働きでやらせてあげたいが難しい状況。学校の空き教室に市で外部講師を招き習い事をさせることはできないか。
- ・小学高学年以上が遊べるところがない。健康意識向上、運動習慣をこどものうちから習慣づけることができる施設や、アウトドアアクティビティが欲しい。

③将来暮らしたいと思う八戸市の姿

- ・平日の昼間でも、市内どこに行ってもこどもで溢れていて、中心街に活気があって、歩いている人たちみんなが笑顔でいる八戸市。
- ・こども世代が一度は都会に出たとしても、力をつけて帰ってきたいと思った時に、良い条件でリターン者を受け入れる企業がたくさんあるような八戸市であって欲しい。
- ・医療、福祉、教育が誰でも自由に気兼ねなく利用できる。

④自由意見

- ・子育て費用の無償化をお願いしたいです。物価高も激しくなってきます。八戸市が先行してやっていただければ幸いです。
- ・病児保育サポートに関してですが、母親の本音は具合が悪い子どもの側にいたいのです。求めるのは、具合が悪い子どものサポートではなく、子どもが回復するまで仕事を休める（職場に余裕ある人員確保）、家事代行を気軽に頼める（サポートしてくれる人材確保と金銭の補助）など、親のサポートです。

第3節 八戸市の課題

アンケート調査の結果等を受けて、次の9つを主な課題と捉え、これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

1 ニーズに対応した幼児期の教育・保育事業等のあり方

現在、平日に定期的に利用している教育・保育事業と、今後の利用希望の状況をみると、幼稚園や保育所、認定こども園など、主に施設型の教育・保育の利用を希望する人が多くなっています。一方で、一時保育事業の現在の利用者は限られているものの、将来的な利用を希望する声は約4割となっており、定期的な預かりとともに、一時的な預かりへの対応も求められている状況です。

2 子育てに関する相談体制のあり方

子育てにおいて気軽に相談できる相手がいない保護者が一定数いることが明らかとなり、特に0歳児の保護者では、育児や教育に関する相談窓口や子育て支援サービスの充実を求める声が多くなっています。

のことから、特に初めてこどもを授かる親に対する、妊娠・出産から子育てまでのきめ細やかな相談体制を構築することが必要となります。加えて、子育てに関する情報の入手手段は、就学前児童・小学生の保護者ともに、「インターネット」の割合が前回調査から増加しており、ニーズが高まっていることから、情報発信手段としての活用と一層の周知が必要となります。

3 子育て家庭に対する経済的支援や育児負担軽減のあり方

今後のことの希望に関しては、就学前児童・小学生の保護者ともに、「欲しいけど難しい」「欲しいと思わない」という消極的な意見が多く見受けられます。その理由として「経済的に難しい」「身体的に難しい」「現在のことの数で満足している」が多くなっています。また、育児休業を取得しなかった理由や早期復職の背景にも経済的負担が大きく影響しており、従来の経済的支援や育児負担軽減策をさらに推進していくことが求められます。

4 地域で安心して過ごせることの居場所づくりの拡充

安心して過ごせる居場所について、「地域」と回答したことの割合は7割に満たず、若者については5割に満たない結果となっており、一定数のこども・若者が地域を「安心できる場」として十分に認識できていない現状がうかがえます。

近年、核家族化の進行や住民同士の交流機会の減少などにより、地域とのつながりは希薄化しています。その結果、家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所を持つことが難しくなり、こども・若者が孤立感や不安を抱えやすい状況が懸念されます。今後は、安心して過ごせる居場所を持つができるように支援していくことが必要です。

5 悩みを抱えることども・若者に対する相談体制の充実

ことども・若者の8割以上が何らかの悩みを抱えていると回答しており、多くのことども・若者が悩みを抱えながら日常を過ごしている状況が明らかになっています。また、社会生活や日常生活を円滑に送れなかつた経験があると回答した若者も5割を超えており、多くの若者が生活上の困難を感じている状況がうかがえます。

しかし、家庭や学校以外で相談できる場所やことども・若者対象の相談支援機関の認知度は依然として低く、実際に利用したことがないと回答した若者は約8割にのぼっています。こうした状況は、必要な支援につながらずに悩みを抱え込んでしまう要因となる可能性があり、相談のハードルの高さや情報不足が課題と考えられます。そのため、相談先の存在を広く周知し、ことども・若者が安心して気軽に利用できる相談環境を整備・充実させていくことが求められます。

6 困難を抱えることども・若者へ向けた支援

児童虐待やいじめ、貧困、ヤングケアラー等、ことども・若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。当市においても、ヤングケアラーとみられる子どもの存在が確認されているほか、不登校児童数の増加や虐待相談の発生など、決して例外ではない状況にあります。

こうした多様な課題に対応するためには、それぞれのことども・若者が抱える困難や悩みに寄り添った支援を受けられる体制を整備することが重要です。あわせて、身近な人がその変化や困難に気づき、支えることができるようにするため、関係機関が連携し、行政・地域・民間事業者が協力して、相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

7 若者支援の充実

今後結婚するつもりがないと回答した若者は約3割にのぼり、「一人の方が気楽だから」「結婚にメリットを感じない」「結婚生活そのものが面倒・大変そう」といった声が挙げられています。子育てに関しても、理想と希望することの数との間にギャップがみられる若者が一定数存在しており、結婚や子育てに踏み出しにくい意識がうかがえます。

若者の悩みや困りごとの具体的な内容については「家計・金銭」が5割を超え、また、子育てに前向きになれる要素として「家計の安定に対する支援」「育児休業等、子どもを持つ方の働く環境の支援の充実」が多くなっており、家計の安定に加え、子育てしやすい雇用環境や社会の実現が求められています。

こうした若者の意識や状況を踏まえ、希望する若者に対し、結婚活動の支援に加え、ことどもを持つことや子育てに前向きになれるよう、ニーズに応じた多様な支援を進めていく必要があります。あわせて、安定した就労の確保やキャリア形成を支える取組を進めることで、生活の基盤を整え、将来に希望を持ちやすい環境をつくることも重要です。

8 地元定着に向けた取組

八戸市に「住み続けたい」と回答した人は、こどもで約5割、若者で約7割となっています。今後、地元に定着してもらい、活気あるまちづくりを推進していくためには、若い世代が魅力を感じられる環境づくりが重要です。

関連して、市に今後力を入れてほしいこととしては「遊べる場所がたくさんあること」「買い物する場所がたくさんあること」などが挙げられています。特に遊びの場や娯楽、体験活動の機会が十分ではないと感じている人は、こどもで約6割、若者で約8割にのぼっており、優先して対応が求められる課題と考えられます。

こうした状況を踏まえ、遊びや交流、体験活動の場を地域で充実させることにより、こども・若者が地元に魅力を感じ、将来にわたって住み続けたいと思える環境を整えていくことが重要です。

9 こども・若者の意見を聴き、反映する取組の推進

こども・若者の意見反映に関して、「自分の意見が聴いてもらえる」と回答した割合は、こどもで約5割、若者では2割以下にとどまっています。これは、特に若者において、自らの声がまちづくりや施策に十分反映されていないと感じている実態を示しています。

今後のこども施策の検討にあたっては、こどもの意見を積極的に聴取し、施策や取組に反映させていくことが重要です。そのためには、市の取組やまちづくりに反映できるような有効な仕組みや手法について、こども・若者のニーズをくみ取り、実効性のある取組を推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念・基本目標

(1) 計画の基本理念

本計画では、「第3期八戸市次世代育成支援行動計画（前期計画）」の考え方を継承し、当市における課題を解決するため、近年のこども・子育てをめぐる社会状況などを踏まえながら、「こどもたちが地域の中で大切に育まれ 豊かで幸せな自分の未来を拓いていけるまち」を基本理念として、市民、関係団体、行政の連携・協働のもと、計画の着実な推進と総合的な施策の展開を図ります。

安心してこどもを生み育てることができ、こども一人一人が健やかに成長し、将来に希望をもって、幸せな状態で生活することができ、さらに子育て家庭のみならず、地域の人々がともに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

(2) 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、こどもと子育て家庭、若者を取り巻く状況を踏まえ、以下の5つの目標を設定し、総合的なこども施策の推進を図っていきます。

基本理念

こどもたちが地域の中で大切に育まれ
豊かで幸せな自分の未来を拓いていけるまち

基本目標1 こどもの誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援

こどもの誕生前から乳幼児期は、将来の成長の土台が育まれる大切な時期です。この時期に感じる妊娠・出産・子育ての不安に寄り添い、母子の健康を支えながら、家庭や地域で安心して子育てできる環境づくりを進めます。

基本目標2 こどもの心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり

学童期から思春期にかけては、心も体も大きく成長し、自分らしさを見つけていく大切な時期です。こどもたちが安心して過ごせる居場所を持ち、発達段階に応じた正しい知識を身につけながら、必要な支援を受けられるよう、学びや体験を通して健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいきます。

基本目標3 若者の希望をかなえ、安心して暮らせる環境づくり

青年期は、進学や就職など人生の転機を迎え、自立に向けた選択が求められる時期です。将来への希望を持ちながらも、不安や迷いを抱える若者も多いことから、一人ひとりが自分らしい生き方を実現でき、地域で力が発揮できるよう環境整備に取り組んでいきます。

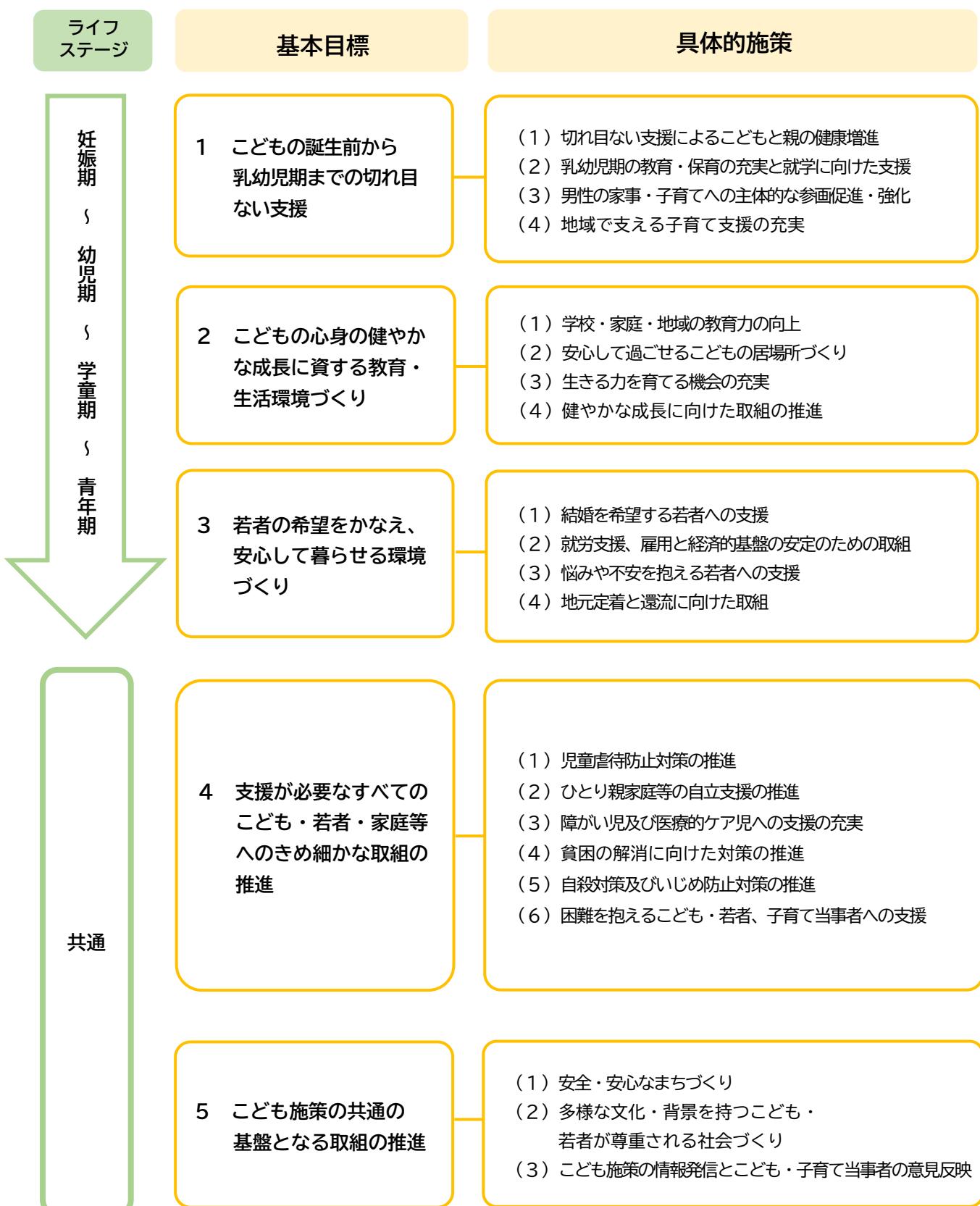
基本目標4 支援が必要なすべてのこども・若者・家庭等へのきめ細かな取組の推進

こどもや若者、家庭が抱える困難は多様化しており、早期に気づき、適切な支援につなげることが重要です。支援が必要なすべてのこども・若者・家庭が安心して暮らせるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援体制の充実に取り組んでいきます。

基本目標5 こども施策の共通の基盤となる取組の推進

こども・若者の権利を尊重し、多様な個性を理解し、尊重される社会を築くことは、こども施策の基盤となります。こども・若者、子育て当事者から声を聴き、施策に反映させる仕組みを整えることで「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

第2節 施策体系



【持続可能な開発目標（SDGs）と八戸市こども計画の関連性】

平成27年（2015年）9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択され、その中核を成すのが「持続可能な開発のための目標（SDGs）」です。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、貧困や飢餓の根絶などを目指す17のゴール（目標）と、各ゴールを実現するための169のターゲット（具体目標）から構成されています。

八戸市総合計画においても、SDGsの視点を踏まえたまちづくりの推進を基本姿勢としており、本計画で示すこども・若者施策もその一環をなすものです。こども・若者が安心して暮らし、夢や希望を持って成長できる環境を整えることは、持続可能な地域社会の実現に欠かせない取組であり、SDGsの理念とも深くつながっています。

本計画においても、SDGsの理念を踏まえた取組を推進していくこととしており、関連するゴールは次のとおりです。

アイコン	SDGsにおけるゴール
	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



第4章 具体的施策

基本目標1

子どもの誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援

背景

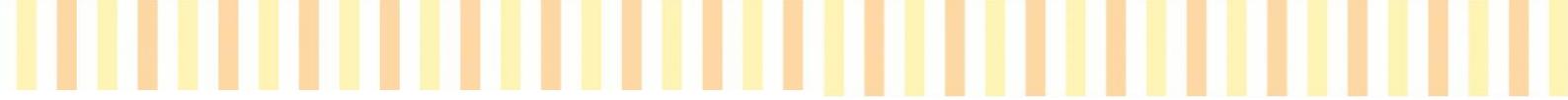
子どもの誕生前から乳幼児期までは、将来にわたって身体的・精神的・社会的なウェルビーイングを培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。乳幼児期は、多くの時間を家庭や地域で過ごし、就園状況も様々であるなど、育ちの環境は多様ですが、その多様性を尊重しながら、切れ目なく支援を行い、子どもの健やかな成長を支えていくことが求められます。

この時期は、母子の健康管理や育児に伴う不安、孤立感など、多様な課題が生じやすい時期です。一方で当市のアンケート調査結果をみると、子育てにおいて気軽に相談できる相手がいない保護者が一定数存在することが明らかとなり、妊娠・出産から子育てまでを切れ目なく支援するきめ細やかな相談体制の構築や、地域全体で子育てを支える仕組みづくりが重要となっています。

加えて、母親の就労状況についてみると、フルタイム就労の割合が半数以上となっていることから、今後は就労と両立しやすい多様な保育サービスを利用できる環境整備が重要と考えられます。そして、男性の家事や子育てへの参画を促進していくことも必要です。

育児休業の利用は増加傾向にあるものの、職場における利用しづらい雰囲気や収入減少といった理由から、「利用していない」「利用できていない」と回答した保護者も依然として存在しており、取得しやすい環境への改善も必要となっています。

子育て世帯が安心して出産・子育てに臨めるよう、相談体制や多様な保育サービスの充実、職場環境の改善、経済的支援等を図ることにより、家庭・地域・社会が一体となって子どもと家庭を支える仕組みを構築していくことが重要です。



具体的施策 ➤

具体的施策（1） 切れ目ない支援によるこどもと親の健康増進

- 妊娠期から出産、子育て期にわたり、安心してこどもを産み育てられるよう、こども家庭センターを中心に、妊産婦等の妊娠期から子育て期までの総合的な支援を行います。
- 産前産後の切れ目ないサポートや心身のケアなど、妊産婦及び乳幼児とその保護者の健康の保持増進に関する支援並びに経済的支援を行います。
- 健康教育・相談・各種健診・家庭訪問を通じて、母子保健に関する知識の普及啓発・助言による育児不安の軽減に加え、疾病等の早期発見や早期治療に努めます。
- 乳幼児の予防接種に係る情報提供や接種勧奨、休日・夜間の小児科救急体制の確保等に取り組みます。

具体的施策（2） 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

- 時間外（延長）保育や一時預かり、病児・病後児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 保護者に対する経済的負担の軽減や教育・保育施設の環境整備を図るとともに、データの利活用による保育DXを推進します。
- 保育士の資格取得支援や奨学金制度、保育補助者の雇上げ支援等を通じて、保育人材の確保・育成、労働環境の改善を図ります。
- 幼児期の発達に応じた教育・保育が行われ、こどもが円滑に小学校へ入学できるよう、教育・保育施設及び小学校の連携を図ります。

具体的施策（3） 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・強化

- 男性の家事・子育てへの主体的な参画を推進することで、家事や子育てを共同で進め、男女が共に子育てに取り組める環境を整えます。
- 仕事と家庭の両立について啓発を図るための情報発信を行います。

具体的施策（4） 地域で支える子育て支援の充実

- こどもが身近な地域の人々との関わり合いの中で成長し、また、子育て家庭が孤立することのないよう、親子交流や相談・情報提供の場を確保し、地域で子育てを支える環境づくりを進めます。
- 子ども医療費助成や、小児慢性特定疾病に関する支援、未熟児養育医療給付等の経済的支援により、こどもの健やかな成長を支援していきます。



■進行管理指標■

- ・妊産婦健康診査受診率
 - ・乳幼児健康診査受診率
 - ・産後うつ傾向の母親の割合
 - ・この地域で子育てをしたいと思う親の割合
 - ・保育所等利用待機児童数
 - ・小学校における就学前教育施設との交流活動・参観等の実施率
-

背景

学童期は、子どもにとって身体的にも精神的にも大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性といった人格形成の基盤を培う重要な段階です。さらに思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が大きく変化する時期であり、自らの内面の世界に気づき、他者や社会との関わりを通じて、自分の存在意義や役割を考え、自分らしさを模索し形成していく大切な時期となります。

子どもは家庭を基盤として、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、様々な大人や子ども同士との関わりの中で成長していくことから、子どもたちが、安全・安心が確保された場で、様々な教育を受け、経験をしながら、社会性や自己肯定感を高めることができる環境づくりを推進していく必要があります。

一方で、アンケート調査の結果では、子ども・若者が、「地域」を【安心する居場所】と回答した割合が7割以下となっています。子どもが安心する居場所を持ち、様々な学びや体験活動に接することは、日常生活の充実や自己肯定感を高め、将来にわたって幸せな状態で成長することにつながります。全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら成長できるよう支援することが求められます。

さらに、不登校児童数の増加や児童虐待相談の発生なども確認されており、早期発見や相談支援体制の一層の充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、家庭・学校・地域が相互に連携し、それぞれの機能や役割を活かしながら教育力を高めていくことが必要です。そして、子どもが安心して過ごせる居場所を持つことができるよう取り組むとともに、多様な教育や体験活動の機会を充実させ、あわせて、安心して相談できる体制を充実させることで、子どもの健やかな成長を支え、将来にわたって社会の一員として自立していく基盤を築いていくことが重要です。



具体的施策（1） 学校・家庭・地域の教育力の向上

- こどもの確かな学力と豊かな育ちを支援するため、教育環境の充実を図るとともに、データの利活用による教育DXを推進します。
- いじめや不登校など児童生徒が抱える問題に対応する等、相談体制の充実に努めていきます。
- 家庭での教育力を高めるとともに、学校・家庭・地域が連携及び協力し、地域全体の教育力を高めます。
- GIGAスクール構想の推進、国際理解教育・英語教育推進、スポーツ・文化活動の充実等、こどもたちの学びを広げ、質の高い教育を進めていきます。
- 地域にある公園、小・中学校施設の整備等、安全・安心で充実した生活環境を整備していきます。

具体的施策（2） 安心して過ごせるこどもの居場所づくり

- 地域におけるこどもの居場所づくり支援体制の強化を図るとともに、児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場のほか、公民館、図書館などの社会教育施設、地域における交流の場などの多様な居場所について、こどもが過ごしやすい居場所となるよう取り組みます。
- 放課後児童クラブや放課後子供教室の充実を図り、安全な生活の場や体験・交流活動の機会を提供していきます。

具体的施策（3） 生きる力を育てる機会の充実

- こどもが主体的に「生きる力」を育むことができるよう、多様な学びや体験、活躍できる機会の充実を図るとともに、歴史・文化・芸術等の八戸の魅力発信に取り組みます。
- 職業体験や文化芸術に関連したワークショップなど、体験型の多様な機会を創出します。
- スケートやアイスホッケー、レスリング等、八戸らしいスポーツの振興を図るとともに、こどもたちが様々なスポーツに触れ合い、可能性を広げるための取組を推進します。

具体的施策（4） 健やかな成長に向けた取組の推進

- こどもが発達段階に応じて心身の健康や生活習慣、性に関する正しい知識を身につけ、必要に応じて適切な支援を受けられるよう、健康に関する教育、普及啓発、相談支援を推進します。
- 児童手当や子ども医療費の助成、学校給食費の無償化を通じて、子育て世帯の経済的負担を軽減していきます。

■進行管理指標■

-
- ・放課後児童クラブ待機児童数
 - ・コミュニティスクールにおける地域学校協働活動参加者数
-

背景

若者への支援は、それぞれの状況に応じて、義務教育の終了や成年年齢である18歳といった区切りで途切れることなく継続されることが重要です。若者が自分らしく社会生活を送り、自立へとつながるまでを、社会全体で切れ目なく支えていく体制づくりが求められます。

青年期は、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸ばしていく時期です。同時に、結婚や就職、子育てといったライフイベントが重なることから、多様な挑戦や選択を迫られる時期もあります。そのため、若者が自らの希望や適性に合った選択を行い、その選択を地域社会が尊重し、応援していく仕組みを整えることが必要です。

このような状況の中で、アンケート調査の結果からは、多くの若者が悩みを抱えていることが明らかとなり、社会生活・日常生活を円滑に送れなかった経験があると回答した割合も5割以上となっています。一方で、相談支援機関の認知度は依然として低く、必要な支援につながりにくい状況が考えられます。このため、相談先の存在を広く周知するとともに、安心して気軽に利用できる相談環境の整備を進めが必要と考えられます。

また、若者の約3割が「結婚を希望しない」と回答しており、結婚生活への不安や負担感に加え、理想と現実のこどもの数に差があることも明らかになっています。経済的な不安や仕事との両立の難しさ等の要因により、結婚や子育ての選択を阻むことのない社会を構築していく必要があります。

このため、安定した雇用環境やキャリア形成を支える取組を進め、若者が将来に夢や期待を抱ける社会環境を整えていくとともに、切れ目のない子育て支援の充実を図り、希望する若者に対しては出会いの機会の創出を図ることが求められます。

加えて、こどもで約5割、若者で約3割が今後八戸市に住み続けたいと思わないと回答しており、進学や就職を機に多くの人が市外へ流出する傾向も見られます。

こうした状況を踏まえ、UIJターンを促進するなど、市外へ出た若者が将来八戸に戻り、地域でその力を発揮できるよう、魅力ある街づくりと環境整備を進めていくことが求められます。



具体的施策（1） 結婚を希望する若者への支援

○結婚を望む若者の希望を実現するため、出会いの機会の創出を図ります。

具体的施策（2） 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

○職業的自立に必要な能力を身に付けるための支援を行うとともに、若者への情報提供を充実させ、その活躍を後押ししていきます。

○子育て・若者世代が働きやすい職場環境の整備に取り組む地域の中小企業を支援します。

○未就職者及び非正規雇用者のスキルアップとキャリア形成を図り、早期就職及び正規雇用転換を支援するとともに、求人情報の提供や職業紹介、相談支援を行います。

具体的施策（3） 悩みや不安を抱える若者への支援

○悩みや不安を抱える若者が孤立せず安心して相談できるよう、相談体制の整備と周知を図ります。

○若者がライフプランに応じた健康管理を行う（プレコンセプションケア）ことができるよう、啓発を図ります。

具体的施策（4） 地元定着と還流に向けた取組

○地域産業や地元企業の魅力を調査・発信する取組を通じて、地元企業における人材確保や当市への定着を図ります。

○UIJ ターン就職希望者への移住支援を通じて、若者や子育て世帯が地元に還流する環境づくりを進めます。

■進行管理指標■

-
- ・あおもりマッチングシステム登録者数
 - ・移住者数
 - ・市内高校・大学の就職希望者に占める管内事業所への就職率
-

背景

当市の児童虐待相談対応件数は令和6年度に126件となり、令和3年度以降は毎年100件を超える相談が寄せられています。こどもへの虐待の早期発見と防止対策は重要な課題の一つであり、虐待はこどもの心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼす重大な人権侵害です。さらに、虐待を受けたこどもが将来親となった際に虐待を繰り返す「世代間連鎖」を引き起こす可能性があることからも、社会全体で未然防止に取り組むことが強く求められます。

また、全国的な動向と同様に、当市においてもヤングケアラーやひきこもりといった新たな課題が顕在化しています。令和6年度に実施した「八戸市ヤングケアラーに関するアンケート調査」では、中学2年生の5.7%が「家族の世話をしている」と回答しており、その中にはヤングケアラーとなっているケースもあることが推察されます。ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がない場合も多く、表面化しにくい特徴を持つため、学校や地域、関係機関が早期に気づき、適切な支援につなげる仕組みを構築していくことが必要です。

加えて、こども・若者の健やかな成長を支えるためには、子育て世帯のそれぞれの状況に応じた経済的な負担を軽減していくことが必要です。これまで当市では、生活困窮者やひとり親家庭など支援を必要とする子育て家庭に対し、各種支援を行ってきましたが、今後においても、国や県の動向を踏まえながら、個別のニーズに応じた効果的な支援に取り組んでいきます。

児童虐待やいじめ、貧困、ヤングケアラー、不登校、ひきこもり、障がい、医療的ケアを必要とするこども、外国籍のこどもなど、こども・若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。こうした複雑な課題に対応するためには、一人ひとりのこども・若者の困難や悩みに寄り添った支援を受けられる体制の整備が不可欠です。

そのためには、行政が中心となりつつも、学校や地域、医療・福祉機関、民間事業者が相互に情報を共有し、連携して支援にあたる体制づくりを進めていく必要があります。あわせて、家庭や地域の身近な人がこどもや若者の変化や困難に気づき、声をかけ、支え合えるような地域づくりを進めることで、相談支援体制の一層の充実と社会全体でこども・若者を守る仕組みを構築していくことが重要です。

具体的施策（1） 児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を行うため、関係機関との横断的な連携を図り、子どもの保護・支援・虐待再発防止策等の充実を図ります。
- こども家庭センターにおいて、要支援児童もしくは要保護児童及びその家庭または特定妊婦等への支援業務の強化を図ります。
- 「八戸版ネウボラ」を推進し、関係機関の連携により、妊娠期から子育て期及び社会的自立まで、切れ目のない一体的な支援を行います。

具体的施策（2） ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ひとり親家庭等の自立を促進し、安定した生活を送ることができるよう、それぞれの状況を把握し、生活や就業等の支援を行います。
- 配偶者からの暴力やひとり親家庭の社会生活の問題等に関する相談体制を充実させ、必要な情報提供を行います。
- 離婚後の生活と養育の安定につながるよう、養育費の履行確保のための相談体制を整えるとともに、子どもの健やかな成長のため、親子交流を支援します。

具体的施策（3） 障がい児及び医療的ケア児への支援の充実

- 障がい児や医療的ケア児等、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、事業所や関係機関、行政が連携を図りながら、子どもの成長発達や教育ニーズに応じた支援施策の充実を図ります。
- 就学前から特別な支援を要する幼児・児童・生徒の早期の気づきから総合的かつ継続的な支援体制を確立するため、巡回相談、教育相談などを実施します。
- 医療的ケア児とその家庭に対しては、関係機関の協議の場の設置やコーディネーター配置により総合的な支援を進めるとともに、保育所等で医療的ケア児を円滑に受け入れ、安全・安心に保育所等の利用ができるように支援します。

具体的施策（4） 貧困の解消に向けた対策の推進

① 教育の支援

- 経済的理由等から学習環境が整わない子どもへの幅広い学習支援を行うとともに、社会性や生活習慣の形成を含む居場所を提供し、総合的な成長を支援します。
- 就学が困難な児童生徒への就学援助や教育機会の保障、いじめや不登校など児童生徒が抱える多様な課題に対応する体制づくりを推進します。



② 生活の支援

○こども家庭センター等による相談体制を整えるとともに、様々な事情を抱えた家庭に寄り添う支援を行います。

③ 保護者に対する就労の支援

○ひとり親家庭等の自立を促進し、安定した生活を送ることができるよう、自立や就労に効果的と認められる講座等の受講に係る助成や、就業相談の実施、就業支援講習、公共職業安定所等の関係機関と連携した就業情報の提供等、各種支援を行います。

④ 経済的支援

○こどもの健康の保持及び増進を図るとともに、子育て世帯が安定した生活を送ることができるよう経済的自立に向けた支援を行います。

具体的施策（5）　自殺対策及びいじめ防止対策の推進

○子どもの自殺対策やいじめ防止対策は、社会全体で取り組むべき問題であり、関係機関や行政、学校が連携・協働を図りながら、包括的な支援体制の構築を図ります。

○自殺予防に向けた心の教育の充実や、教員を対象とした心のケア研修を実施し、こどもたちが安心して学び成長できる環境づくりを進めます。

具体的施策（6）　困難を抱えるこども・若者・子育て当事者への支援

○ヤングケアラーやひきこもり等の困難を抱えるこども・若者や子育て当事者が孤立することなく、安心して必要な支援につながれるよう、相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。

○不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候が見られる児童生徒に対し、学校及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が連携をしながら、児童生徒一人一人へのきめ細かな支援に取り組みます。

■進行管理指標■

-
- ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合
 - ・乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合
 - ・児童虐待相談件数
-

背景

『こども基本法』や『子どもの権利条約』が示しているように、全てのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った自立した個人として、自分に関するを選択・決定・実現していく権利を持っています。こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することは、社会への影響力を発揮することにつながるため、家庭や学校、地域など、日常的なあらゆる場面において、こども・若者の意見表明・社会参画は保障されなければなりません。

一方で、アンケート調査結果によると、「自分の意見が聞いてもらえる」と回答した割合は、こどもで約5割、若者では2割以下にとどまっています。意見が市の取組やまちづくりに反映されるために必要な取組としては、「意見募集やアンケートを定期的に行うこと」「自由に意見を書きこめるオンラインの仕組みを整えること」等に加え、施策にどのように反映されたかを伝えるフィードバックの仕組みを設けることが必要です。

また、国籍や言語、家庭環境、性別など、こども・若者が持つ多様な背景が互いに尊重され、誰もが安心して生活できる社会を築くことも重要です。例えば、違いを認め合い、男女の別なく多様性が活かされる地域づくりは、こども・若者が自らの力を発揮し、社会の一員として成長していくための礎となります。こうした多様性の尊重は、こども・若者が自己肯定感を育み、自分らしさを大切にしながら社会に参画していく力を養う基盤となります。

さらに、こども・若者が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪や事故、災害から守られる安全な環境を確保することが不可欠です。日常生活の中で安心感を持ち、自由に活動できるまちづくりを進めることは、こども・若者が未来に希望を持ち、地域社会に愛着を持ちながら成長していくために欠かせない要素であることから、地域全体で安全・安心を共有し、こども・若者を守り育む仕組みづくりを進めていく必要があります。



具体的施策（1） 安全・安心なまちづくり

- 子どもが交通事故や犯罪、性暴力等の被害に遭わないよう、関係団体等との連携の下、子どもの見守りや日本版DBSの導入等、地域全体で子どもを見守る環境や相談体制づくりを推進します。
- 交通安全・地域安全・防災教育を推進し、子ども自身が事故や犯罪、災害から身を守れる力を育むとともに、必要な情報が届くよう、広報活動や情報発信の強化を図ります。

具体的施策（2） 多様な文化・背景を持つ子ども・若者が尊重される社会づくり

- 全ての子ども・若者の人権が保障され、ジェンダー・ギャップや偏見による差別のない共生社会の実現を目指し、様々な機会を通じて、理解促進と意識啓発を図るとともに、多様なニーズに応じた支援を充実していきます。

具体的施策（3） こども施策の情報発信と子ども・子育て当事者の意見反映

- 子ども・子育て当事者に必要な情報を分かりやすく届けられるよう、情報発信の強化を図るとともに、社会全体が子ども・子育てを応援するといった意識改革・気運醸成を促進します。
- 子ども・若者自身が自ら権利行使する主体であり、社会と共に創るパートナーという認識の下、子どもが自分の意見を表明することができ、その意見を市のことども・子育て支援施策に反映するための仕組みづくりを推進します。

■進行管理指標■

-
- ・子育てアプリはちも、はちすく通信LINEの登録者数
 - ・こどもまちなかIT部ホームページ閲覧数
-

第5章 子ども・子育て支援事業計画

本章では、昨年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～）」の内容を掲載します。本計画（こども計画：令和8年度～）においても、同計画の内容を踏まえ、引き続き子育て支援に関する取組を推進していきます。

第1節 教育・保育提供区域の設定

■教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法において、教育・保育提供区域とは「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備し推進していくこととなります。

■就学前児童の人口推計

(人)

年齢	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	1,101	1,070	1,043	1,014	988
1歳	1,141	1,112	1,082	1,053	1,024
2歳	1,169	1,135	1,106	1,075	1,047
3歳	1,259	1,168	1,133	1,104	1,074
4歳	1,343	1,263	1,171	1,138	1,108
5歳	1,386	1,345	1,265	1,173	1,139
計	7,399	7,093	6,800	6,557	6,380

■教育・保育施設数及び定員数（令和6年4月1日現在）

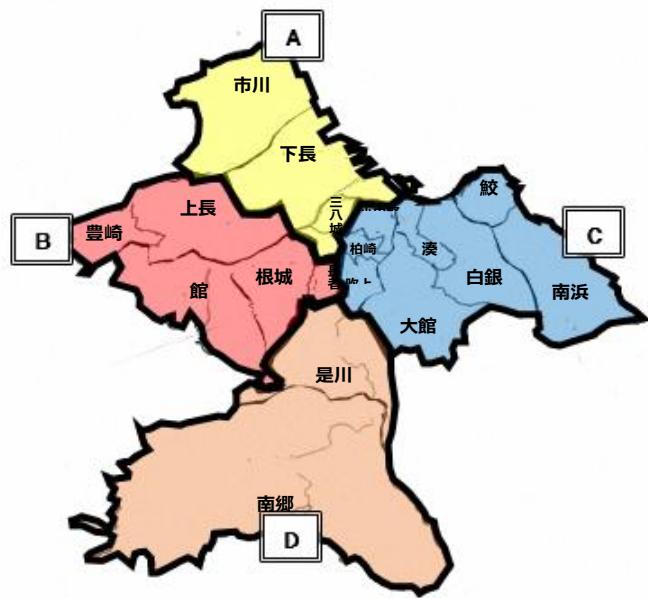
区分	施設数 (箇所)	定員数(人)	
		※認可又は認定された定員数	教育部分
私立幼稚園	13	680	—
私立保育所	16	—	790
保育所型認定こども園	13	124	870
幼保連携型認定こども園	53	874	4,070
幼稚園型認定こども園	2	101	79
小規模保育事業	2	—	31
計	99	1,779	5,840

■教育・保育施設、地域型保育事業の提供区域

支給認定区分	年齢	保育の必要性	施設・事業	提供区域
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（教育部分）	市全域
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育部分）	
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業	4地区

(※) 4地区の提供区域

- A 北部地区(市川・下長・三八城地区)
- B 西部地区(豊崎・上長・館・根城・長者地区)
- C 東部地区(吹上・小中野・柏崎・湊・大館
・白銀・鮫・南浜地区)
- D 南部地区(是川・南郷地区)



■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業	提供区域
利用者支援事業	市全域
時間外（延長）保育事業	4地区
実費徴収に伴う補足給付事業	市全域
多様な主体の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）	市全域
放課後児童健全育成事業	小学校 29 校区
子育て短期支援事業（ショートステイ）	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
地域子育て支援拠点事業	市全域
一時預かり事業	
病児・病後児保育事業	
ファミリー・サポート・センター事業	
妊婦健診事業	
子育て世帯訪問支援事業	
児童育成支援拠点事業	市全域
親子関係形成支援事業	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
産後ケア事業	

第2節 教育・保育の量の見込み及び確保方策

■ 1号認定（教育ニーズ）の量の見込み及び確保方策

市全体	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	1,439	1,398	1,358	1,320	1,282
②確保方策 (特定教育・保育施設)	1,758	1,753	1,753	1,753	1,753
②-①	319	355	395	433	471

【確保方策の内容】

○市全域で提供体制に不足は生じない見込みとなっていることから、既存施設により提供していく。

■ 2号認定・3号認定の量の見込み及び確保方策

【市全体】

2号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	2,799	2,650	2,505	2,397	2,331
②確保方策 (特定教育・保育施設)	3,053	3,041	3,041	3,041	3,041
②-①	254	391	536	644	710

3号認定	7年度			8年度			9年度						
	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	
①量の見込み	2,344	542	828	974	2,281	527	808	946	2,224	515	787	922	
確保方策	特定教育・保育施設	2,469	620	889	960	2,461	618	886	957	2,461	618	886	957
	特定地域型保育事業	31	7	9	15	31	7	9	15	31	7	9	15
	企業主導型地域枠	27	8	8	11	27	8	8	11	27	8	8	11
	上記以外	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3
	②確保方策 計	2,530	635	906	989	2,522	633	903	986	2,522	633	903	986
	②-①	186	93	78	15	241	106	95	40	298	118	116	64

3号認定	10年度			11年度							
	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児			
①量の見込み	2,163	500	767	896	2,108	488	747	873			
確保方策	特定教育・保育施設	2,461	618	886	957	2,461	618	886	957		
	特定地域型保育事業	31	7	9	15	31	7	9	15		
	企業主導型地域枠	27	8	8	11	27	8	8	11		
	上記以外	3	0	0	3	3	0	0	3		
	②確保方策 計	2,522	633	903	986	2,522	633	903	986		
	②-①	359	133	136	90	414	145	156	113		

※満3歳未満児の保育利用率（利用定員数／満3歳未満児の推計児童数）

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
保育利用率	74.2%	76.0%	78.1%	80.3%	82.4%
満3歳未満児の利用定員数(人)	2,530	2,522	2,522	2,522	2,522
満3歳未満児の推計児童数(人)	3,411	3,317	3,231	3,142	3,059

【確保方策の内容】

○市全域で提供体制に不足は生じない見込みとなっていることから、既存施設により提供していくこととするが、区域により不足が生じる場合は、他区域において確保を図るほか、定員の弾力化による受け入れ等により確保する。

■認定こども園への移行に係る需給調整について

国の基本指針において、認定こども園への移行を促進する観点から、既存の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の特例措置を設けていることから、当市では、既存の幼稚園や保育所が移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り原則として、認可・認定を行うこととします。なお、認可・認定に当たっては、移行を希望する施設の現在の利用状況を踏まえ、必要な利用定員数を設定します。

【A 北部地区（市川・下長・三八城地区）】

(人)

2号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	617	584	552	528	513
②確保方策（特定教育・保育施設）	679	667	667	667	667
②-①	62	83	115	139	154

3号認定	7年度			8年度			9年度					
	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み	528	134	200	194	513	130	195	188	500	127	190	183
確保方策	特定教育・保育施設	581	150	228	203	573	148	225	200	573	148	225
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	6	2	2	2	6	2	2	6	2	2	2
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計	587	152	230	205	579	150	227	202	579	150	227	202
②-①	59	18	30	11	66	20	32	14	79	23	37	19

3号認定	10年度			11年度				
	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み	486	123	185	178	473	120	180	173
確保方策	特定教育・保育施設	573	148	225	200	573	148	225
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	6	2	2	2	6	2	2
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計	579	150	227	202	579	150	227	202
②-①	93	27	42	24	106	30	47	29

【B 西部地区（豊崎・上長・館・根城・長者地区）】

(人)

2号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	780	739	698	668	650
②確保方策（特定教育・保育施設）	894	894	894	894	894
②-①	114	155	196	226	244

3号認定	7年度			8年度			9年度					
	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
確保方策	①量の見込み	648	141	208	299	631	137	203	291	616	134	198
	特定教育・保育施設	710	165	247	298	710	165	247	298	710	165	247
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	21	6	6	9	21	6	6	9	21	6	6
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計		731	171	253	307	731	171	253	307	731	171	253
②-①		83	30	45	8	100	34	50	16	115	37	55

3号認定	10年度			11年度							
	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児			
確保方策	①量の見込み	599	130	193	276	584	127	188	269		
	特定教育・保育施設	710	165	247	298	710	165	247	298		
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0		
	企業主導型地域枠	21	6	6	9	21	6	6	9		
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0		
②確保方策 計		731	171	253	307	731	171	253	307		
②-①		132	41	60	31	147	44	65	38		

【C 東部地区（吹上・小中野・柏崎・湊・大館・白銀・鮫・南浜地区）】

(人)

2号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	1,336	1,265	1,196	1,145	1,114
②確保方策（特定教育・保育施設）	1,357	1,357	1,357	1,357	1,357
②-①	21	92	161	212	243

3号認定	7年度			8年度			9年度					
	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
確保方策	①量の見込み	1,122	258	402	462	1,092	251	392	449	1,063	245	381
	特定教育・保育施設	1,101	286	387	428	1,101	286	387	428	1,101	286	387
	特定地域型保育事業	31	7	9	15	31	7	9	15	31	7	9
	企業主導型地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	3
②確保方策 計		1,135	293	396	446	1,135	293	396	446	1,135	293	396
②-①		13	35	▲ 6	▲ 16	43	42	4	▲ 3	72	48	15

3号認定	10年度			11年度					
	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	
確保方策	①量の見込み	1,034	238	371	425	1,007	232	361	414
	特定教育・保育施設	1,101	286	387	428	1,101	286	387	428
	特定地域型保育事業	31	7	9	15	31	7	9	15
	企業主導型地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	3	0	0	3	3	0	0	3
②確保方策 計		1,135	293	396	446	1,135	293	396	446
②-①		101	55	25	21	128	61	35	32

【D 南部地区（是川・南郷地区）】

(人)

2号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	66	62	59	56	54
②確保方策（特定教育・保育施設）	123	123	123	123	123
②-①	57	61	64	67	69

3号認定	7年度				8年度				9年度			
	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み	46	9	18	19	45	9	18	18	45	9	18	18
確保方策	特定教育・保育施設	77	19	27	31	77	19	27	31	77	19	27
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計	77	19	27	31	77	19	27	31	77	19	27	31
②-①	31	10	9	12	32	10	9	13	32	10	9	13

3号認定	10年度				11年度			
	計	0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み	44	9	18	17	44	9	18	17
確保方策	特定教育・保育施設	77	19	27	31	77	19	27
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型地域枠	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 計	77	19	27	31	77	19	27	31
②-①	33	10	9	14	33	10	9	14

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

(1) – 1 こども家庭センター

【事業内容】 保健師やこども家庭支援員等の専門職が、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う。

【確保方策】 こども家庭センターにより提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

(1) – 2 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】 妊婦・その配偶者に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【確保方策】 市内での妊娠届出時や乳児全戸訪問時の妊産婦等を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	妊娠届出数	1,101	1,070	1,043	1,014	988
	1組当たり 面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数	3,303	3,210	3,129	3,042	2,964
確保方策	センター・代替拠点 (回数)	3,303	3,210	3,129	3,042	2,964

(1) – 3 地域子育て相談機関

【事業内容】 妊産婦、子育て世帯、子どもの身近な相談機関として相談に応じ、こども家庭センターと連携して、必要な助言や支援につなぐ。

【確保方策】 実施可能な保育施設等による提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	箇所	4	9	14	19	24
確保方策	箇所	–	–	–	–	24

(2) 時間外（延長）保育事業

【事業内容】 保育施設等で通常利用時間を延長して保育を行う。

【確保方策】 既存施設により提供体制を確保する。

量の見込み	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A 北部地区	人	642	616	590	569	554
B 西部地区	人	696	667	639	616	600
C 東部地区	人	755	724	694	669	651
D 南部地区	人	85	81	78	75	73
量の見込み	人	2,178	2,088	2,001	1,929	1,878
確保方策	実人数(人)	2,178	2,088	2,001	1,929	1,878
	施設数(箇所)	81	81	81	81	81

(3) 実費徴収に伴う補足給付事業

【事業内容】 生活保護受給世帯等に対して、教育・保育に必要な日用品等の購入に関する費用、又は行事への参加に関する費用等を一部補助する。

【確保方策】 要件に該当する世帯等を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	実施	事業実施				

(4) 多様な主体の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

【事業内容】 認定こども園で特別な支援が必要なこども（幼保連携型、保育所型は1号認定のこどものみ）の受け入れを行う施設に対して、職員の加配に必要な費用を一部補助する。

【確保方策】 受入体制を構築している施設を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人	5	5	5	5	5
確保方策	実施	事業実施				

(5) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、安全な生活の場を提供する。

【確保方策】 各学区の状況に応じ、放課後児童クラブの開設等に係る支援を行う。

(人)						(人)						(人)					
量の見込み	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	量の見込み	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	量の見込み	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
城下	120	118	110	111	109	白山台	35	37	39	43	44	西園	103	102	102	102	104
長者	72	74	74	78	77	西白山台	137	123	112	99	88	明治	43	40	36	30	31
図南	38	38	38	39	39	江南	75	76	75	65	63	桔梗野	81	72	73	79	74
中居林	77	68	72	78	74	田面木	89	87	81	78	72	多賀	33	31	35	32	40
柏崎	96	96	97	91	92	下長	103	101	97	96	93	多賀台	63	56	48	47	41
青潮	128	123	130	125	122	城北	174	170	161	159	154	新井田	87	90	91	89	89
白鷗	25	26	28	29	29	高館	54	54	59	60	64	旭ヶ丘	113	105	101	96	89
白銀南	34	36	38	37	37	根岸	118	122	120	125	129	南郷	30	29	25	22	18
町畠	51	55	56	64	53	是川	64	57	53	49	46	島守	16	19	18	14	16
根城	76	78	78	78	84	三条	45	44	46	43	43						

		7年度								8年度								10年度									
		計	1年	2年	3年	4年	5年	6年			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
量の見込み		2,180	616	559	474	255	174	102	量の見込み		2,127	581	550	442	268	178	108	量の見込み		2,058	547	519	421	267	181	123	
確保方策 (登録児童数)		2,193								2,193								2,193									
量の見込み		2,093	574	520	442	253	192	112	量の見込み		2,193							量の見込み		2,193							
確保方策 (登録児童数)		2,193								2,193								2,193									
量の見込み		2,014	527	494	420	248	199	126	量の見込み		2,193							量の見込み		2,193							
確保方策 (登録児童数)		2,193								2,193								2,193									

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】 保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合、短期間児童を養育・保護する。

【確保方策】 児童養護施設及び里親により提供体制を確保する。

		単位		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
量の見込み		延べ人数（人日）		58		58		58		58		58	
確保方策		延べ人数（人日）		58		58		58		58		58	
		施設数（箇所）		1		1		1		1		1	

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】 保健師等が乳児家庭を訪問し、発育状況の確認、保護者の育児相談、子育て支援の情報提供等を行う。

【確保方策】 市内全ての出生児の家庭を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人	1,101	1,070	1,043	1,014	988
確保方策	実施			事業実施		

(8) 養育支援訪問事業

【事業内容】 保健師等が養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問による指導助言等を行う。

【確保方策】 養育支援が必要な家庭を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人	450	450	450	450	450
確保方策	実施			事業実施		

(9) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】 地域の子育て家庭の交流促進や育児相談等を実施する。

【確保方策】 既存の保育施設及び「こどもはっち」等により提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人回）	15,302	14,880	14,494	14,095	13,722
確保方策	施設数（箇所）	13	13	13	13	13

(10) 一時預かり事業

【事業内容】 幼稚園等で通常就園時間を超えて在園児を預かる（幼稚園型）のほか、家庭での保育が一時的に困難となった場合、保育施設等でこどもを預かる。

【確保方策】 既存の幼稚園・保育施設等により提供体制を確保する。

(10) – 1 一時預かり事業（幼稚園型）

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	109,292	103,482	97,809	93,589	91,013
確保方策	延べ人数（人日）	109,292	103,482	97,809	93,589	91,013
	施設数（箇所）	66	66	66	66	66

(10) – 2 一時預かり事業（一般型）

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	4,669	4,476	4,291	4,137	4,026
確保方策	延べ人数（人日）	4,669	4,476	4,291	4,137	4,026
	施設数（箇所）	35	35	35	35	35

(11) 病児・病後児保育事業

【事業内容】 病気の回復期に至っていないが症状が安定しているこども（病児）、及び病気の回復期にあるが集団保育が困難なこども（病後児）を医療機関、保育施設等で預かる。

【確保方策】 既存の施設により提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	2,389	2,389	2,389	2,389	2,389
確保方策	延べ人数（人日）	2,389	2,389	2,389	2,389	2,389
	施設数（箇所）	7	7	7	7	7

(12) ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と支援したい人（提供会員）の相互間で育児援助を行う。

【確保方策】 既存の提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	949	949	949	949	949
確保方策	延べ人数（人日）	949	949	949	949	949
	施設数（箇所）	1	1	1	1	1

(13) 妊婦健診事業

【事業内容】 母子の健康を保ち、妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診に対する補助を行う。

【確保方策】 妊娠の届出があった市民を対象に事業を実施する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人	1,101	1,070	1,043	1,014	988
確保方策	実施			事業実施		

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】 訪問支援員が、家事・子育て等に対し不安や負担を抱えた子育て家庭等を訪問し、子育て等に関する相談・助言、家事・子育て等の支援を行う。

【確保方策】 支援が必要な家庭等を対象に事業を実施するための提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	396	385	374	363	352
確保方策	延べ人数（人日）	－	－	－	－	352

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】 養育環境等に課題を抱える児童等に、居場所等の提供、児童や保護者への相談等を行う。

【確保方策】 支援が必要な児童や保護者を対象に事業を実施するための提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	実人数（人）	5	5	5	5	5
確保方策	実人数（人）	－	－	－	－	5

(16) 親子関係形成支援事業

【事業内容】 要支援・要保護児童及びその保護者等に、親子間の適切な関係性を構築するための支援を行う。

【確保方策】 支援が必要な児童や保護者を対象に事業を実施するための提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	実人数（人）	4	4	4	4	4
確保方策	実人数（人）	－	－	－	－	4

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】 親の就労の有無にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を柔軟に利用できる。

【確保方策】 既存の幼稚園・保育施設等により提供体制を確保する。

	単位	7年度			8年度			9年度		
		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み	必要定員数（人）	22	16	16	22	16	15	22	15	14
確保方策	利用定員数（人）	8	6	6	12	9	9	17	12	11

	単位	10年度			11年度		
		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み	必要定員数（人）	21	15	14	21	15	14
確保方策	利用定員数（人）	21	15	14	21	15	14

(18) 産後ケア事業

【事業内容】 退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う。

【確保方策】 実施可能な医療機関等により提供体制を確保する。

	単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	99	96	94	91	89
確保方策	延べ人数（人日）	99	96	94	91	89

第4節 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ、地域の子育て支援を行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供することが可能です。

当市においては、令和6年4月現在 69 施設が設置されており、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、認定こども園の普及に当たり、引き続き幼稚園・保育所等の既存施設からの移行支援に努めます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の資質向上等

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要となります。

当市においては、幼稚園教諭及び保育士を対象とした研修の実施や幼稚園教諭免許・保育士資格のいずれかを有する場合の免許・資格併有の促進を支援するほか、一体的な教育・保育を提供するため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士の合同研修の機会創出や情報提供などの支援に努め、関係団体等と連携を図ります。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの発達段階に応じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定して提供することは、子どもの健やかな発達を保障するうえで、重要な役割を担っております。

当市においては、在宅の子育て家庭を含む全てのこどもに対し、健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた切れ目のない子育て支援の充実を図り、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、行政の各関係者が相互に連携及び協働した取組を推進します。

(4) 幼保小連携の推進方策

子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校がともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いに理解を深め共有することが大切です。

当市では「幼保小連携推進事業」を実施しており、「幼保小の架け橋プログラム」の策定・共有を通じて、小学校生活への円滑な接続を推進します。



第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等を考慮した上で、公正かつ適正に施設等利用費を支給します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示等に当たっては、県と連携しながら、必要に応じて施設等の所在、運営状況等の共有を行い、適切な指導・監査を行うなど保育の質の確保に努めます。

第6章 計画の推進

第1節 計画の点検及び評価

- 計画の実現に向けては、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。
- 計画の実施状況や評価については、八戸市子ども・子育て会議条例による附属機関として設置した「八戸市子ども・子育て会議」で審議を行います。
- 会議の委員は、学識経験者、子育て支援に関する事業従事者、子どもの保護者等で構成されています。本計画及び本市の上位・関連計画に基づき、市の部局を横断した全庁的な体制により、当市のことども・子育て施策を総合的に推進していきます。

第2節 実施状況の公表

- 実施状況の点検及び評価の結果については、市ホームページなどを活用して公表し、市民及び関係機関等への周知を図ります。

第3節 関係機関等との連携

- 計画の基本理念の実現には、家庭、教育・保育施設、地域、事業者、行政など、それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組んでいきます。
- 八戸市健康福祉審議会と相互に情報提供等を行い、他の健康福祉施策との一体的な推進を図ります。

資料編

第1節 八戸市子ども・子育て会議 委員一覧

任期:令和7年7月29日(委嘱日)～令和10年7月28日

(令和8年3月現在)

区分	氏名
学識経験者	◎ 坂本美洋
	○ 関川幸子
	根城隆幸
事業従事者	出貝幸浩
	正部家朱美
	土屋隆治
	田頭初美
	中里雅恵
	小川和子
	吹越健司
	平間恵美
子どもの保護者	田畠芳幸
	米田親弘
	高橋さつき
保健医療関係者	小池智彦
公募に応じた者	加藤宏明
	佐々木裕美
関係行政機関の職員	細越亜起子

◎:会長 ○:副会長

第2節 八戸市こども計画 策定の経緯

年 月 日	内 容
令和7年5月9日	第1回八戸市こども計画庁内検討委員会
令和7年5月 21 日	令和7年度 第1回八戸市子ども・子育て会議 (八戸市こども計画策定に係るこども・若者アンケート調査の実施について)
令和7年6月 27 日～8月 31 日	こども・若者オンライン意見箱実施
令和7年7月9日～7月 25 日	八戸市こども・若者アンケート調査実施 〔対象者:10～17歳 2,500人〕 〔18～39歳 2,500人〕
令和7年7月 29 日	令和7年度 第3回八戸市子ども・子育て会議 (第2期八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画における令和6年度 実施状況及び総括について)
令和7年9月 30 日	第2回八戸市こども計画庁内検討委員会
令和7年10月 21 日	令和7年度 第3回八戸市子ども・子育て会議 (八戸市こども計画 素案について)
令和7年12月 17 日	令和7年度 第4回八戸市子ども・子育て会議 (八戸市こども計画 修正案について)
令和8年1月中旬～2月中旬	パブリックコメント実施
令和8年2月	第3回八戸市こども計画庁内検討委員会 (書面開催)
令和8年2月 20 日	令和7年度 第5回八戸市子ども・子育て会議 (八戸市こども計画 最終案について)

第3節 八戸市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、八戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(一部改正〔平成28年条例59号・令和4年40号〕)

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 児童福祉法第8条第8項、第34条の15第4項、第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に関する事項
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第7条の規定に関する事項
- (4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第7条の規定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育てに係る施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

2 子ども・子育て会議は、前項の事務及び事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(一部改正〔平成28年条例59号・29年21号・令和4年40号〕)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(一部改正〔平成28年条例59号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき子ども・子育て会議の会長の職務は、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(配慮事項)

第9条 子ども・子育て会議は、その運営に当たっては、八戸市健康福祉審議会(八戸市健康と福祉のまちづくり条例(平成19年八戸市条例第11号)第32条第1項に規定する八戸市健康福祉審議会をいう。)と相互に資料を提供する等、健康福祉施策(同条例第2条第5号に規定する健康福祉施策をいう。)との一体的な推進が図られるよう配慮しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(八戸市特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年八戸市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「健康福祉審議会の委員」を「健康福祉審議会の委員の子ども・子育て会議の委員」に改める。

(八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部改正)

4 八戸市健康と福祉のまちづくり条例(平成 19 年八戸市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「計画」の次に「(八戸市子ども・子育て会議条例(平成 25 年八戸市条例第 31 号)第 2 条に規定する八戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の職務に係る計画を除く。)」を加える。

第 32 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。

附 則 (平成 28 年 9 月 28 日条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八戸市子ども・子育て会議条例(以下「旧条例」という。)の規定による八戸市子ども・子育て会議(以下「旧会議」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、この条例による改正後の八戸市子ども・子育て会議条例(以下「新条例」という。)第 3 条第 2 項の規定により八戸市子ども・子育て会議(以下「新会議」という。)の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による専門委員である者は、新条例第 5 条第 1 項の専門委員とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧会議の会長及び副会長である者は、それぞれ、施行日に、新条例第 6 条第 2 項の規定により会長及び副会長として定められたものとみなす。

5 この条例の施行前に旧会議にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは新会議に諮問されたものとみなし、当該諮問について旧会議がした調査審議の手続は新会議がした調査審議の手続とみなす。

附 則 (平成 29 年 3 月 30 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 11 月 10 日条例第 40 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。